

第6期 岡山県障害福祉計画
第2期 岡山県障害児福祉計画

令和3年3月

岡山県

※この冊子には、音声コードが各ページに印刷されています。
音声アプリで内容を表示し、音声読み上げで御案内します。

あ い さ つ

岡山県では、障害のある人もない人も、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであることを前提に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、平成29（2018）年3月に「第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画」を策定し、障害のある人の地域生活への移行、就労移行の促進等の各種の施策を推進してまいりました。

このたび、この計画の計画期間の満了に伴い、その成果と課題を踏まえ、障害のある人の地域生活移行の促進、就労移行の促進及び所得の向上、必要な障害福祉サービス等の見込量の確保、障害のある子どもの支援並びに人材の養成・確保と資質の向上等に重点的に取り組むため、「第6期岡山県障害福祉計画・第2期岡山県障害児福祉計画」を策定いたしました。

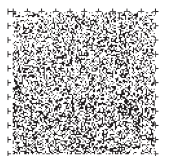
「第6期岡山県障害福祉計画・第2期岡山県障害児福祉計画」は、県政推進の羅針盤である「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」及び障害のある人のための施策を総合的に推進するための「第4期岡山県障害者計画」に定める事項を実現するための具体的目標等を定めています。

今後とも、市町村や関係団体の方々と緊密な連携を図りながら、本計画の着実な実施に努め、誰もが生き活きと輝く共生社会の実現を目指して、全力を挙げて取り組んでまいりますので、県民の皆さまの一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

終わりに、この計画の策定に当たり、多くの貴重なご意見、ご提言を賜りました関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

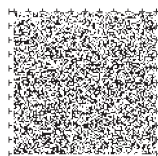
令和3年3月

岡山県知事 伊原木隆太



目 次

第1章	計画策定の考え方	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	2
4	計画の基本理念と重点的な取組	2
5	障害のある人の状況	3
6	区域の設定	7
	重点的な取組の体系図	8
第2章	第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画の実績	9
1	成果目標の状況	9
2	活動指標の状況	13
第3章	目標の設定	15
1	成果目標	15
2	活動指標	19
第4章	重点的な取組	22
第1節	地域生活移行の促進	22
第2節	就労移行の促進及び所得の向上	27
第3節	必要な障害福祉サービス等の見込量の確保	31
第4節	障害のある子どもの支援	50
第5節	人材の養成・確保と資質の向上等	57
第5章	岡山県地域生活支援事業の実施	60
1	基本的な考え方	60
2	地域生活支援事業	60
第6章	計画目標等における実績把握・分析評価等	67
資 料		68



第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の背景

本県では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、障害の有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等に係る給付、地域生活支援事業その他の支援に総合的に取り組んでいるところです。

また、平成18（2006）年度に、第1期岡山県障害福祉計画を策定して以降、3年ごとに見直しを行い、障害福祉サービス等の基盤整備を推進してきました。

このたび、令和2（2020）年度をもって第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況や実施上の課題等を踏まえ、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間の計画として、第6期岡山県障害福祉計画・第2期岡山県障害児福祉計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

第6期岡山県障害福祉計画・第2期岡山県障害児福祉計画は、障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して策定するものです。

また、この計画は、市町村障害福祉計画・障害児福祉計画の達成に資するため、同計画との整合を図りながら、広域的な観点から障害福祉サービス等の必要量の見込みやその提供体制の確保等に関する基本的な事項を定めるとともに、具体的な数値目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき推進方策等を定めています。

さらに、この計画は、令和3（2021）年3月に障害のある人のための施策に関する基本計画として策定した「第4期岡山県障害者計画」の生活支援分野の実施計画として、障害のある人への支援の一層の充実を図るものです。

あわせて、関連する他の県計画（岡山いきいき子どもプラン2020、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画など）との整合を図っています。

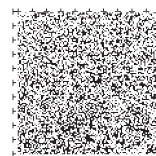
障害者総合支援法（抜粋）

（都道府県障害福祉計画）

第89条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目



標に関する事項

- 二 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- 四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 略

- 4 都道府県障害福祉計画は、児童福祉法第33条の22第1項に規定する都道府県障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる

児童福祉法（抜粋）

第33条の22 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 三 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

3 計画期間

第6期岡山県障害福祉計画・第2期岡山県障害児福祉計画の計画期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間とします。

ただし、障害のある人を取り巻く施策の変化に対応するため、計画期間中であっても、必要に応じて改定（又は新計画の策定）を行います。

<これまでの計画期間等>

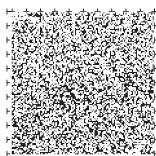
- ・第1期岡山県障害福祉計画（平成18(2006)年度～20(2008)年度）
- ・第2期岡山県障害福祉計画（平成21(2009)年度～23(2011)年度）
- ・第3期岡山県障害福祉計画（平成24(2012)年度～26(2014)年度）
- ・第4期岡山県障害福祉計画（平成27(2015)年度～29(2017)年度）
- ・第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画（平成30(2018)年度～令和2(2020)年度）

4 計画の基本理念と重点的な取組

(1) 計画の基本理念

すべての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであることを前提に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、次の3点を基本理念として必要な障害福祉サービス等の充実を図っていきます。

- ・障害のあるすべての人に社会参加の機会が確保されること



- ・どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ・障害のある子どもの健やかな育成のための発達が支援されること

(2) 重点的な取組

上記の基本理念を踏まえ、特に、次に掲げる5つの点に重点を置きながら、障害福祉サービス等の基盤整備の推進を図っていきます。

- ①地域生活移行の促進
- ②就労移行の促進及び所得の向上
- ③必要な障害福祉サービス等の見込量の確保
- ④障害のある子どもの支援
- ⑤人材の養成・確保と資質の向上等

5 障害のある人の状況

(1) 障害のある人の推移

本県では、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する人の合計は、令和2(2020)年3月31日現在で105,057人となっています。

●手帳所持者の状況 (各年度3月31日現在)

2013年度 (人)	2014年度 (人)	2015年度 (人)	2016年度 (人)	2017年度 (人)	2018年度 (人)	2019年度 (人)
107,253	106,926	103,077	102,430	103,530	104,398	105,057

(参考) 岡山県人口 1,872,421人(令和2(2020)年1月1日時点の住民基本台帳人口)

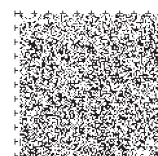
種類別の手帳所持者の状況は、身体障害者手帳所持者70,970人(構成比67.6%)、療育手帳所持者18,319人(同17.4%)、精神障害者保健福祉手帳所持者15,768人(同15.0%)(いずれも令和2(2020)年3月31日現在)となっています。

●種類別の手帳所持者の状況 (各年度3月31日現在)

区 分	2013年度		2016年度		2019年度	
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
身体障害者手帳所持者	81,900	76.4	72,447	70.7	70,970	67.6
療育手帳所持者	15,293	14.2	16,889	16.5	18,319	17.4
精神障害者保健福祉手帳所持者	10,060	9.4	13,094	12.8	15,768	15.0
合 計	107,253	100.0	102,430	100.0	105,057	100.0

(2) 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳を所持している人は令和2(2020)年3月31日現在で70,970人となっています。平成25(2013)年度と平成28(2016)年度を比較すると大きく減少していますが、これは県データと市町村データの突合の結果、修正処理を行ったことが主な



要因と考えられます。平成 28 (2016) 年度から令和元 (2019) 年度にかけては、微減で推移しています。

障害区分別にみると、肢体不自由が 37,151 人 (構成比 52.3%) と最も多く、次いで内部障害 23,102 人 (同 32.6%)、聴覚・平衡機能障害 5,557 人 (同 7.8%)、視覚障害 4,342 人 (同 6.1%)、音声・言語・そしゃく機能障害 818 人 (同 1.2%) となっています。

●身体障害者手帳所持者の障害区分別状況 (各年度 3 月 31 日現在)

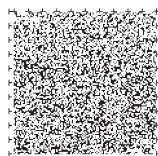
区 分	2013年度		2016年度		2019年度	
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
視 覚 障 害	5,316	6.5	4,496	6.2	4,342	6.1
聴覚・平衡機能障害	6,306	7.7	5,607	7.7	5,557	7.8
音声・言語・そしゃく機能障害	904	1.1	814	1.1	818	1.2
肢 体 不 自 由	46,526	56.8	39,837	55.0	37,151	52.3
内 部 障 害	22,848	27.9	21,693	30.0	23,102	32.6
合 計	81,900	100.0	72,447	100.0	70,970	100.0

●身体障害者手帳所持者の年齢別状況 (各年度 3 月 31 日現在)

区 分	2013年度		2016年度		2019年度	
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
1 8 歳 未 満	1,425	1.7	1,306	1.8	1,194	1.7
18歳以上65歳未満	20,211	24.7	17,832	24.3	16,662	23.5
6 5 歳 以 上	60,264	73.6	53,309	73.9	53,114	74.8
合 計	81,900	100.0	72,447	100.0	70,970	100.0

●身体障害者手帳所持者の等級別状況 (各年度 3 月 31 日現在)

区 分	2013年度		2016年度		2019年度	
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
1 級	25,314	30.9	23,104	31.9	23,286	32.8
2 級	12,711	15.5	10,926	15.1	10,335	14.6
3 級	11,362	13.9	9,812	13.5	9,773	13.8
4 級	21,655	26.4	18,966	26.2	18,138	25.6
5 級	5,386	6.6	4,800	6.6	4,714	6.6
6 級	5,472	6.7	4,839	6.7	4,724	6.6
合 計	81,900	100.0	72,447	100.0	70,970	100.0



(3) 知的障害のある人の状況

療育手帳を所持している人は年々増加しており、令和2(2020)年3月31日現在で18,319人となっており、平成25(2013)年度から6年間で19.8%増加しています。

等級別にみると、療育手帳B(中・軽度)の所持者の増加が大きく、25.5%増となっています。また、年齢別にみると、65歳以上の人の増加が大きく、30.0%増となっています。

●療育手帳所持者の等級別状況 (各年度3月31日現在)

区 分	2013年度		2016年度		2019年度	
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
療育手帳A	5,381	35.2	5,626	33.3	5,884	32.1
療育手帳B	9,912	64.8	11,263	66.7	12,435	67.9
合 計	15,293	100.0	16,889	100.0	18,319	100.0

●療育手帳所持者の年齢別状況 (各年度3月31日現在)

区 分	2013年度		2016年度		2019年度	
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
18歳未満	3,658	23.9	4,010	23.8	4,072	22.2
18歳以上65歳未満	10,355	67.7	11,406	67.5	12,582	68.7
65歳以上	1,280	8.4	1,473	8.7	1,665	9.1
合 計	15,293	100.0	16,889	100.0	18,319	100.0

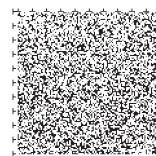
(4) 精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳を所持している人は年々増加しており、令和2(2020)年3月31日現在で15,768人となっており、平成25(2013)年度から6年間で56.7%増加しています。

年齢別にみると、18歳未満の人は125.4%の増、65歳以上の人が56.8%の増、次いで18歳以上65歳未満の人が55.8%の増となっています。

なお、発達障害のある人については、障害者総合支援法により、精神障害のある人に位置付けられ、法に基づくサービス等の対象となることが明確化されました。

精神障害者保健福祉手帳を所持している人や患者調査における「その他の精神及び行動の障害」の区分のうちには、発達障害のある人が含まれます。発達障害のある人には、固有の手帳制度や包括的な調査等がないことから、正確な実態は把握できていませんが、従来から、精神障害のある者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることから、引き続き、その旨の周知等を図っていきます。



●精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別状況

(各年度 3 月 31 日現在)

区 分	2013年度		2016年度		2019年度	
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
18歳未満	118	1.2	203	1.5	266	1.7
18歳以上65歳未満	8,247	82.0	10,719	81.9	12,845	81.5
65歳以上	1,695	16.8	2,172	16.6	2,657	16.8
合 計	10,060	100.0	13,094	100.0	15,768	100.0

(参考) 厚生労働省の患者調査に基づく精神疾患のある患者の推計値

平成 29 (2017) 年患者調査を基に県内の患者を推計すると約 77,000 人となります。

●患者調査

区 分	2017年 (人)
認知症 (血管性など)	3,000
認知症 (アルツハイマー病)	14,000
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	15,000
気分 (感情) 障害 (躁うつ病を含む)	17,000
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	11,000
アルコール、その他の精神作用物質使用による精神及び行動の障害	1,000
その他の精神及び行動の障害	11,000
てんかん	5,000
精 神 疾 患 計	77,000

(5) 難病のある人の状況

平成 25 (2013) 年 4 月から障害者総合支援法に定める障害児・者の範囲に難病患者が加えられ、難病のある人も障害福祉サービス等の対象となりました。指定難病の範囲が拡大されたこと等を踏まえ、令和元 (2019) 年 7 月 1 日からは、対象疾病が 361 疾病に拡大されています。こうした難病患者等についても、障害者総合支援法の給付の対象であることから、特定医療費の支給認定を行う県や難病患者の相談に応じる難病相談支援センター等において必要な情報提供を行うことにより、障害福祉サービス等の提供・活用が図られるようにしていきます。

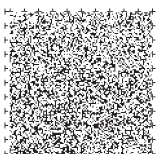
(参考)

難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成 26 年法律第 50 号) によれば、原因が明らかでなく、治療方法が確立されていない疾病で、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものを難病といいます。令和 2 (2020) 年 3 月 31 日現在で、難病のうち厚生労働大臣が指定難病として指定している 333 疾病の特定医療費受給の認定件数は 16,687 件、4 疾患を対象とする「特定疾患治療研究事業」の医療受給の認定件数は 127 件となっています。

●特定医療費 (指定難病)・特定疾患医療受給者証認定件数の状況

(各年度 3 月 31 日現在)

2013年度	2016年度	2019年度
16,262 (件)	18,641 (件)	16,814 (件)



6 区域の設定

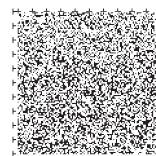
各年度の指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを定め、その確保を図っていく単位となる区域（障害者総合支援法第 89 条第 2 項第 2 号、児童福祉法第 33 条の 22 第 2 項第 2 号）については、県保健医療計画の二次医療圏等が 5 圏域に分かれていること等を考慮し、障害保健福祉圏域を 5 圏域として設定をします。

なお、サービス種別に対応する区域の範囲については、固定するものではなく、障害のある人を取り巻く施策の変化に対応するため、今後とも、計画の改定等を行う際には、必要に応じて見直すものとします。

<岡山県障害保健福祉圏域>



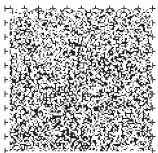
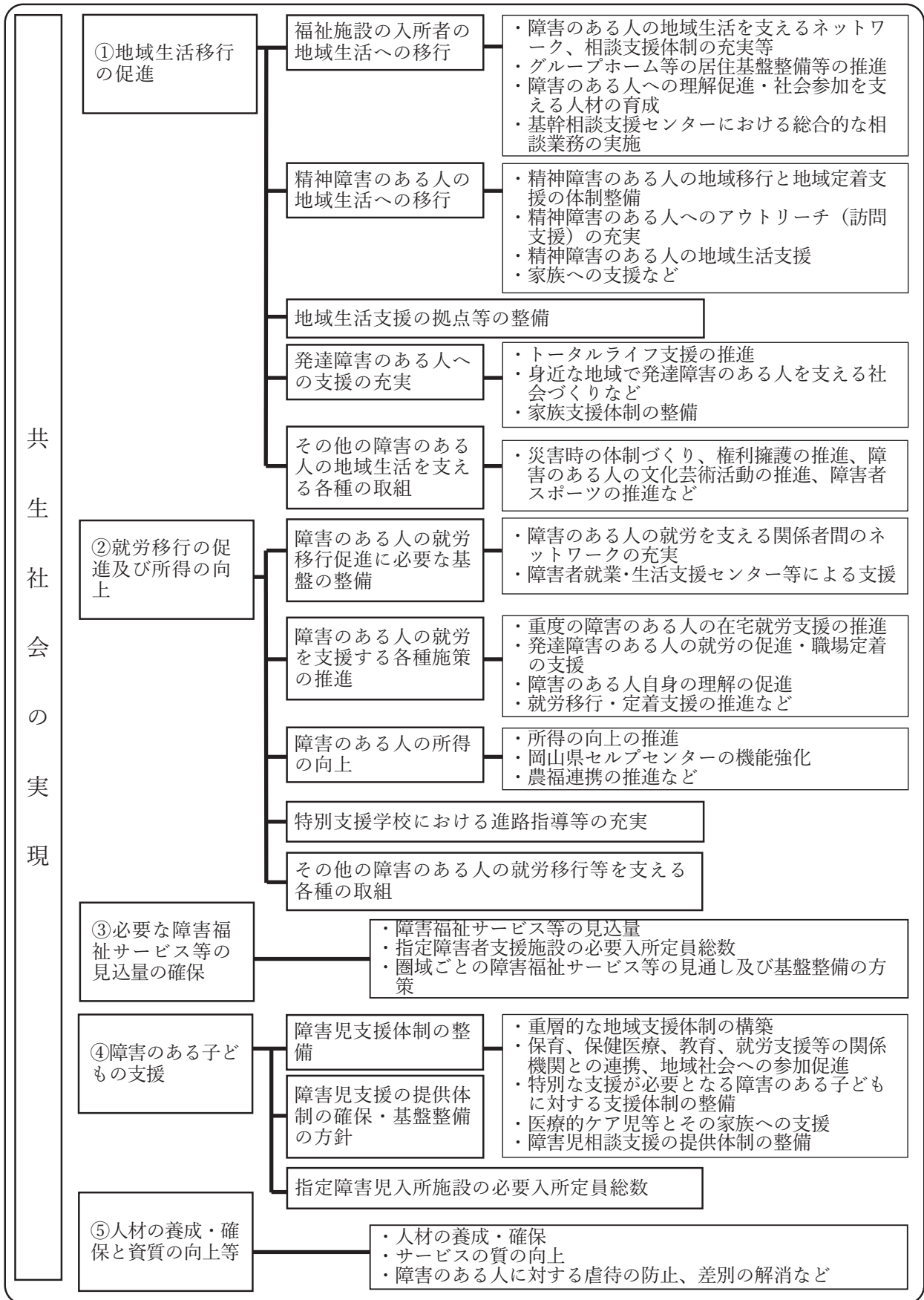
圏域名	構成市町村
備前圏域	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
倉敷・井笠圏域	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
高梁・新見圏域	高梁市、新見市
真庭圏域	真庭市、新庄村
津山・勝英圏域	津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、久米南町、美咲町



重点的な取組の体系図

<重点的な取組>

<主な施策>



第2章 第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画の実績

1 成果目標の状況

第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）で設定した成果目標に係る実績は次のとおりです。

（1）障害者支援施設入所者の地域生活への移行

① 障害者支援施設入所者数の削減

項目	目標 2020年度末	実績 2019年度末
2016年度末の入所者数（2,293人）の2020年度末までの削減数（括弧は削減率）	82人 (3.6%)	110人 (4.8%)

② 障害者支援施設からの地域生活移行

項目	目標 2020年度末	実績 2019年度末
2016年度末の入所者数（2,293人）の2020年度末までの地域生活への移行者数（括弧は移行率）	217人 (9.5%)	95人 (4.1%)

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

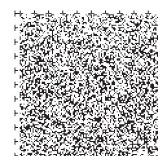
項目	目標 2020年度末	実績 2019年度末
圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	全圏域での設置	全圏域で設置
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	全市町村での設置	16市町村で設置

② 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

ア 入院後3か月時点の退院率

項目	目標 2020年度	実績 調査時点
入院後3か月時点の退院率	69%	公表前

（参考）2017年調査結果（2016年6月～2017年5月の実績）は64%



イ 入院後6か月時点の退院率

項目	目標 2020年度	実績 調査時点
入院後6か月時点の退院率	84%	公表前

(参考) 2017年調査結果(2016年6月～2017年5月の実績)は79%

ウ 入院後1年時点の退院率

項目	目標 2020年度	実績 調査時点
入院後1年時点の退院率	90%	公表前

(参考) 2017年調査結果(2016年6月～2017年5月の実績)は87%

エ 入院期間1年以上の長期入院患者数

項目	目標 2020年度末	実績 2019年6月末
入院期間1年以上の長期入院患者数 65歳以上	1,550人	1,706人
入院期間1年以上の長期入院患者数 65歳未満	680人	773人

(3) 地域生活支援拠点等の整備(障害がある人の地域生活の支援)

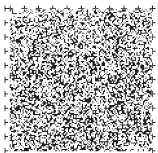
項目	目標 2020年度末	実績 2020年10月末
地域生活支援拠点等(障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等)の整備	各市町村又は各圏域に1箇所以上整備	4市で整備済

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行の促進

項目	目標 2020年度	実績 2019年度
2020年度の福祉施設からの一般就労移行者数 (括弧は2016年度の福祉施設からの一般就労移行者数180人からの増加割合)	303人 (1.7倍)	350人 (1.9倍)

※福祉施設：生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の各障害福祉サービスを提供する事業所



② 就労移行支援事業の利用促進

ア 就労移行支援事業の利用者

項目	目標 2020 年度末	実績 2019 年度末
2020 年度の就労移行支援利用者数 (括弧は 2016 年度末の就労移行支援 事業利用者数 355 人からの増加割合)	499 人 (1.4 倍)	487 人 (1.4 倍)

イ 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合

項目	目標 2020 年度末	実績 2019 年度末
2020 年度末の就労移行率 3 割以上の 事業所割合	5 割	5.29 割

ウ 就労定着支援 1 年後の就労定着率

項目	目標 2019 年度末	実績 2019 年度末
2018 年度に就労定着支援を利用した 者の 1 年後の就労定着率	82%	87.2%

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築等

ア 児童発達支援センターの確保

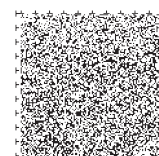
項目	目標 2020 年度末	実績 2019 年度末
児童発達支援センター	各市町村に 1 箇所以 上設置 (市町村単 独設置が困難な場合、 圏域設置でも差し支 えない。)	9 市 1 町 19 箇所で 設置済

(参考) 2016 年度末では 8 市 1 町 18 箇所で設置

イ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	目標 2020 年度末	実績 2019 年度末
保育所等訪問支援を利用できる体制 の構築	各市町村又は圏域に 整備	11 市 1 町 36 箇所で 設置済

(参考) 2016 年度末では 9 市 20 箇所で設置



② 重症心身障害児に対する支援体制の整備

ア 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

項目	目標 2020年度末	実績 2019年度末
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	各市町村に1箇所以上確保（市町村単独設置が困難な場合、圏域での確保でも差し支えない。）	5市2町8箇所で設置済

（参考）2016年度末では6市2町9箇所で設置

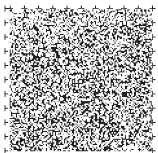
イ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

項目	目標 2020年度末	実績 2019年度末
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	各市町村に1箇所以上確保（市町村単独設置が困難な場合、圏域での確保でも差し支えない。）	5市2町9箇所で設置済

（参考）2016年度末では5市2町8箇所で設置

③ 医療的ケア児に対する支援体制の整備

項目	目標 2020年度末	実績 2019年度末
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	県、各市町村に設置（市町村単独設置が困難な場合、県が関与した上での、圏域での設置でも差し支えない。）	県は設置済 9市町村8箇所で設置済



2 活動指標の状況

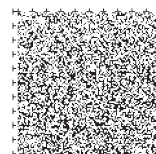
第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）で設定した活動指標に係る実績は次のとおりです。

（1）一般就労への移行等に関する指標

項目	目標 2020年度	実績 2019年度	備考
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数	303人	328人	
福祉施設から一般就労への移行者中、障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	10人	1人	
福祉施設から公共職業安定所（ハローワーク）への誘導者数	200人	457人	
公共職業安定所（ハローワーク）経由による福祉施設からの一般就労者数	130人	279人	
福祉施設から一般就労への移行者中、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	60人	49人	

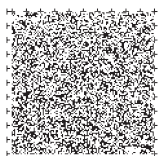
（2）医療的ケア児に対する支援体制に関する指標

項目	目標 2020年度末	実績 2020年7月末	備考
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	33人	15人	



(3) 発達障害者支援に関する指標

項目	目標 2020年度	実績 2019年度	備考
発達障害者支援地域協議会の開催回数	4回	3回	・県及び岡山市の数値を合算して計上
発達障害者支援センターによる相談支援件数	5,340件	3,779件	
発達障害者支援センター・発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	280件	263件	
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修・啓発件数	300件	314件	



第3章 目標の設定

この計画の基本理念、国の基本指針や市町村計画の成果目標の設定状況等を踏まえ、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等を着実に推進するため、福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（入院中の精神障害のある人の地域生活への移行）、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設から一般就労への移行等、障害児支援の提供体制の整備等、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について、それぞれ成果目標、関連する活動指標を設定し、その達成に向け、必要な基盤整備や施策等を講じていきます。

1 成果目標

(1) 障害者支援施設入所者の地域生活への移行

① 障害者支援施設入所者数の削減

項目	現状	目標 2023年度末
2019年度末の入所者数(2,183人)の2023年度末までの削減数（括弧は削減率）		35人 (1.6%)

② 障害者支援施設からの地域生活移行

項目	現状	目標 2023年度末
2019年度末の入所者数(2,183人)の2023年度末までの地域生活への移行者数（括弧は移行率）		131人 (6.0%)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（入院中の精神障害のある人の地域生活への移行）

① 入院後3か月時点の退院率

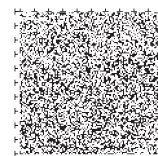
項目	現状 調査時点	目標 2023年度
入院後3か月時点の退院率	公表前	69%

（参考）2017年調査結果（2016年6月～2017年5月の実績）は64%

② 入院後6か月時点の退院率

項目	現状 調査時点	目標 2023年度
入院後6か月時点の退院率	公表前	86%

（参考）2017年調査結果（2016年6月～2017年5月の実績）は79%



③ 入院後1年時点の退院率

項目	現状 調査時点	目標 2023年度
入院後1年時点の退院率	公表前	92%

(参考) 2017年調査結果(2016年6月～2017年5月の実績)は87%

④ 入院期間1年以上の長期入院患者数

項目	現状 2019年6月末	目標 2023年度末
入院期間1年以上の長期入院患者数 (65歳以上)	1,706人	1,390人
入院期間1年以上の長期入院患者数 (65歳未満)	773人	567人

※目標は国が示した式を用いて算定

⑤ 退院後1年以内の地域における平均生活日数

項目	現状 調査時点	目標 2023年度
退院後1年以内の地域における平均生活日数	307日	316日

※現状は、「社会保障審議会障害者部会(第98回)資料1-2障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る成果目標及び活動指標について」による2016年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る。)の退院後1年以内の地域における平均日数

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実(障害のある人の地域生活の支援)

項目	現状 2020年10月末	目標 2023年度末
地域生活支援拠点等(障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等)の設置箇所数	4市で整備済み	各市町村又は各圏域に1箇所以上整備
地域生活支援拠点等が有する機能充実に向けた年間の検証・検討の実施回数		年1回以上運用状況を検証・検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

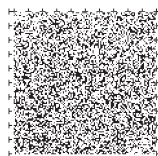
① 福祉施設から一般就労への移行の促進

ア 一般就労移行者数

項目	現状 2019年度	目標 2023年度
2023年度の一般就労移行者数 (括弧は2019年度の一般就労移行者数からの増加率)	350人	445人 (1.27倍)

※一般就労への移行者：一般企業に就職する人(パート就労等を含む)、在宅就労する人及び自ら起業する人等

※福祉施設：生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、



就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型の各障害福祉サービスを提供する事業所

イ 就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数

項目	現状 2019 年度	目標 2023 年度
2023 年度の就労移行支援事業からの一般就労移行者数（括弧は増加割合）	161 人	210 人 (1.3 倍)
2023 年度の就労継続支援 A 型からの一般就労移行者数（括弧は増加割合）	116 人	147 人 (1.26 倍)
2023 年度の就労継続支援 B 型からの一般就労移行者数（括弧は増加割合）	51 人	63 人 (1.23 倍)

② 就労定着支援事業の利用促進

ア 就労定着支援利用者数

項目	現状	目標 2023 年度
2023 年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業を利用するものの割合		7 割

イ 就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所の割合

項目	現状	目標 2023 年度
就労定着率が 8 割以上の就労定着支援事業所の割合		7 割

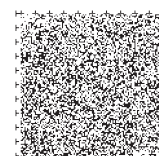
(5) 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの確保

項目	現状 2019 年度末	目標 2023 年度末
児童発達支援センター	9 市 1 町 19 箇所設置済	各市町村に 1 箇所以上設置（市町村単独設置が困難な場合、圏域設置でも差し支えない。）

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	現状 2019 年度末	目標 2023 年度末
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	11 市 1 町 36 箇所事業所設置済	すべての市町村において利用できる体制を構築



③ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保

項目	現状	目標 2023 年度末
難聴児支援のための中核的機能を有する体制		児童発達支援センター等と連携して中核的機能を果たす体制を確保

④ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

項目	現状 2019 年度末	目標 2023 年度末
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	5 市 2 町 8 箇所設置 済	各市町村に 1 箇所以上確保（市町村単独設置が困難な場合、圏域での確保でも差し支えない。）

⑤ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

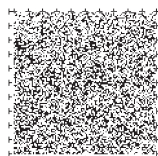
項目	現状 2019 年度末	目標 2023 年度末
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	5 市 2 町 9 箇所設置 済	各市町村に 1 箇所以上確保（市町村単独設置が困難な場合、圏域での確保でも差し支えない。）

⑥ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等

項目	現状	目標 2023 年度末
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	9 市町村 8 箇所設置 済 (2019 年度末)	各市町村に設置（市町村単独設置が困難な場合、県が関与した上での、圏域での設置でも差し支えない。）
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	4 市 2 町に配置 (2020 年 7 月末)	各市町村に配置（市町村単独設置が困難な場合、県が関与した上での、圏域での設置でも差し支えない。）

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、各市町村が取り組む総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化について、広域的な観点から助言・支援を行います。



(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化し、関係する事業者の増加が進む中で、障害福祉に関わる人向けの各種研修を実施し、障害者総合支援法の基本理念を踏まえ、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供が行われるよう取り組みます。

また、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査を実施し、その結果を関係機関に共有するなどしてサービスの質の向上につながるよう努めます。

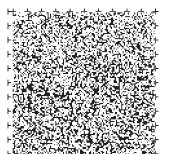
2 活動指標

(1) 一般就労への移行等に関する指標

項目	現状 2019年度	目標 2023年度	備考
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数	328人	420人	
福祉施設から一般就労への移行者中、障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	1人	3人	
福祉施設から公共職業安定所（ハローワーク）への誘導者数	457人	460人	
公共職業安定所（ハローワーク）経由による福祉施設からの一般就労者数	279人	280人	
福祉施設から一般就労への移行者中、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	49人	60人	

(2) 地域生活支援拠点等に関する指標（成果目標の再掲）

項目	現状 2020年10月末	目標 2023年度末	備考
地域生活支援拠点等の設置箇所数	4市で整備済み	全市町村又は圏域に1箇所以上	
地域生活支援拠点等が有する機能充実に向けた年間の検証・検討の実施回数		年1回以上	

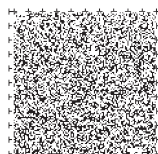


(3) 医療的ケア児に対する支援体制に関する指標

項目	現状 2020年7月末	目標 2023年度末	備考
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	15人	58人	

(4) 発達障害者支援等に対する支援に関する指標

項目	現状 2019年度	目標 2023年度	備考
発達障害者支援地域協議会の開催回数	3回	3回	県及び岡山市の数値目標を合算して計上
発達障害者支援センターによる相談支援件数	3,779件	3,800件	
発達障害者支援センター・発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	263件	330件	
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修・啓発件数	314件	320件	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数		90人	
ペアレントメンターの人数	48人	55人	
ピアサポート活動への参加人数		300人	

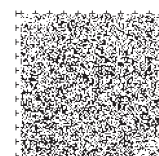


(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する指標

項目		現状 2019年度 (人/月)	目標 2023年度 (人/月)	備考
精神障害者の地域移行支援利用者数			55人	
精神障害者の地域定着支援利用者数			212人	
精神障害者の共同生活援助利用者数			466人	
精神障害者の自立生活援助利用者数			42人	
精神病床における退院患者の退院後の行き先	在宅	316人	330人	現状は令和元(2019)年6月中の退院患者を対象とした国の調査による。 ※障害福祉施設にはグループホームを含む。
	他院の精神病床	18人	15人	
	自院の精神病床以外の病床	5人	5人	
	他院の精神病床以外の病床	70人	70人	
	障害福祉施設(※)	11人	15人	
	介護施設	58人	60人	
	合計	478人	495人	

(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に関する指標

項目	現状	目標 2023年度	備考
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の結果を関係自治体と共有する体制と共有回数		1回	会議等の機会を通じて市町村と共有



第4章 重点的な取組

第1節 地域生活移行の促進

地域生活への移行を進めるためには、福祉施設等に入所している人が地域生活への移行に対して安心感を持てるような支援、地域における障害のある人に対する理解促進や相談支援体制の充実、居住の場・日中活動の場などの社会資源の充実が必要です。

【重点的な取組】

障害のある人の円滑な地域移行（病院・施設からの退院・退所）を促進するため、必要なサービスが適切に提供されるよう支援等を行うとともに、障害のある人が地域で安心して、自立した生活が送れるよう、地域生活を支える相談支援体制の充実、市町村との連携により関係者間のネットワークの充実を図ります。

また、グループホーム等の居住の場の整備等のほか、地域生活支援の拠点等の整備や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築などにより、地域生活を支える基盤の充実を図ります。

さらに、手話通訳者等の障害のある人の社会参加を支えるボランティアの人材養成や、障害のある人の権利擁護をはじめ、障害への理解の促進を図っていきます。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 障害のある人の地域生活を支えるネットワーク、相談支援体制の充実等

障害のある人の地域生活を支えるため、各市町村が設置している地域自立支援協議会の適切な運営を支援することにより、障害のある人の地域生活を支える関係者間のネットワークを充実させていきます。

また、各地域における相談支援の円滑化や強化等を図るため、相談支援従事者などの研修に取り組みます。

(2) グループホーム等の居住基盤整備等の推進

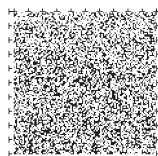
障害のある人本人の意向を尊重し、入所（入院）者の地域生活への移行を促進するため、その居住の場となるグループホームの整備や、日中活動の場となる生活介護や就労継続支援などのサービスの拡充、日中サービス支援型指定共同生活援助の活用などに取り組みます。

また、グループホームの整備の促進に当たっては、必要とされる地域に適切に配置するとともに、医療機関や福祉施設等との連携が十分に確保され、適切なサービス提供がなされるよう必要な助言等を行っていきます。

(3) 障害のある人への理解促進・社会参加を支える人材の育成

障害のある人が安心して地域で暮らし、自立した生活を送ることができる共生社会の実現に向け、障害のある人の権利擁護や差別解消をはじめとした広報・啓発を行います。

また、地域生活支援事業等の実施などを通じ、障害のある人の社会参加を支える様々な人材の育成を推進します。



(4) 基幹相談支援センターにおける総合的な相談業務の実施

障害のある人からの相談に対する総合的な相談支援業務を支援するとともに、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置を進めます。

同センターは、市町村から委託を受けた相談支援事業者が設置するもので、支援困難事例への専門的な対応、相談支援事業者への助言や、相談支援専門員など、地域の指導的役割を担う人材育成・確保を行っており、その機能を有効に活用していきます。

2 精神障害のある人の地域生活への移行

精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、精神保健福祉センター及び保健所・支所において、市町村をはじめ関係機関との連携のもと、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、次のとおり事業に取り組んでいきます。

(1) 精神障害のある人の地域移行と地域定着支援の体制整備

医療従事者、福祉関係者、当事者団体関係者、行政関係者等で構成される地域移行推進検討会を設置し、効果的な地域移行支援体制の構築に向けた検討を行うとともに、地域体制整備コーディネーターの配置、ピアサポートの活用等を通じて、精神障害のある人の地域移行・地域定着を推進します。

また、精神科病院と地域援助事業者等との連携の強化、入院患者の退院意欲喚起のための環境整備を促進します。

(2) 精神障害のある人へのアウトリーチ（訪問支援）の充実

治療継続が困難な精神障害のある人などを対象に、必要な支援を適切に提供するため、医療と保健福祉等の多職種のスタッフから構成されるアウトリーチチームによる包括的な支援を推進します。

(3) 精神障害のある人の地域生活支援

地域で暮らす精神障害のある人を支援するため、24 時間対応の電話相談事業を実施し、地域生活の不安をやわらげるとともに、短期間宿泊できる「ホステル」を運営し、再入院防止のための休息の場を提供します。

(4) 家族への支援

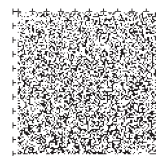
精神障害のある人の地域移行・地域定着のためには家族の果たす役割が大きいことから、家族の抱える問題などに関する研修や家族会活動への支援等を実施します。

また、精神障害のある人の家族に対して、精神障害に関する正しい知識や情報を共有して同じ立場で相談を受けるための研修を実施している家族会とも連携して、家族に対する支援の充実を図ります。

(5) その他

関係者の資質の向上のための研修会の開催、病院等へのピアサポーターの派遣、住まいを確保するための賃貸保証に係る経費の補助等の事業を実施し、精神障害のある人の地域移行及び地域定着を支援します。

また、「精神障害にも対応した地域包括システム」の構築を進める中で、依存症対策を総合的に推進します。



3 地域生活支援の拠点等の整備

障害のある人の地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する人に対する支援等を進めるためには、今後、障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えて、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保など、地域の拠点づくりを進めていく必要があります。

そのため、各市町村の実情に応じつつ、地域の社会資源を最大限に活用し、生活支援の機能をさらに強化するため、それらの機能を集約した地域生活支援拠点等の整備を進めていくこととし、引き続き、市町村自立支援協議会などでの検討に資するよう、情報提供や助言に努めます。また、共同設置等の好事例を紹介する研修会などを開催し、市町村を支援するとともに、各地域の地域生活支援拠点等で解決できない問題については、より広域に連携して対応できる体制の構築を図ります。

4 発達障害のある人への支援の充実

発達障害のある人が、身近な地域において、周囲の正しい理解と特性に応じた適切な支援により、社会で自立した生活を送ることができるよう、市町村や医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関・団体と連携して、家族も含めた幅広い支援策や、対応力を備えた人材の育成などを計画的に進め、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を図ります。

(1) トータルライフ支援の推進

発達障害のある人への支援は、乳幼児期から成人期まで一貫した方針のもと、診断や手帳の有無にかかわらず、その人の状態やニーズなどに適した支援方を推進していくことが重要です。このため、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係分野が相互に連携し、乳幼児期における早期発見・早期支援、学齢期における必要な支援の情報の引継ぎ、成人期における就労支援や生活支援など、ライフステージに応じた適切な支援により、自立した生活を送り、社会参加できるよう、切れ目のないトータルライフ支援に取り組みます。

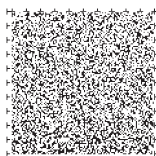
(2) 発達障害のある人への支援体制の整備促進

地域の医療・保健・福祉・教育・労働等の関係者による発達障害者支援地域協議会で、地域の課題を協議するとともに、専門医の養成・確保策の検討や、専門医療分野から助言を受けることができる体制を確保します。

県発達障害者支援センターへの発達障害者地域支援マネージャーの配置等により体制を強化するとともに、市町村発達障害者支援コーディネーターとの一層の連携により、全県的な支援体制の充実を図ります。

(3) 身近な地域で発達障害のある人を支える社会づくり

発達障害のある人やその家族が地域で孤立することなく、個々の特性に応じた適切な支援を受けることができるよう、世界自閉症啓発デーにおける啓発や、セミナー等啓発イベントなど、幅広い普及啓発活動により、県民の発達障害への正しい理解を促進するとともに、発達障害への対応力がある身近なかかりつけ医などの医療資源や、身近な地



域で発達障害のある人やその家族を温かく見守り支援する人材を確保することなどにより、地域全体で発達障害のある人を支える共生社会づくりを推進します。

(4) 家族支援体制の整備

発達障害児の子育て経験のある保護者による経験談や傾聴共感を通して、不安を抱える保護者への相談助言を行うペアレントメンター活動は、極めて有効な家族支援策であることから、保護者のニーズにマッチングしたペアレントメンターの養成・派遣等を行います。

ペアレントプログラム等の子育て応援プログラムの導入・普及や、家族が安心して過ごすことができる支援拠点づくり等を促進することにより、発達障害のある人の家族なども含めたきめ細かな支援に取り組みます。

5 その他の障害のある人の地域生活を支える各種の取組

(1) 災害時に要配慮者を支える体制づくりの推進

平成 23 (2011) 年の東日本大震災において、障害のある人は死亡率が被災住民全体の約 2 倍に上るとともに、生活環境が十分に整備されたとはいえない避難所で、長く生活することにより健康を害するケースも見られました。

また、本県も被災した平成 30 (2018) 年 7 月豪雨では、一般避難所における福祉ニーズへの対応が不十分であったなどの課題が判明しました。

このため、県では、福祉避難所の設置や運営マニュアルの作成等を促進するほか、専門的人材の確保や医薬品・生活必需品等の備蓄を行うとともに、要配慮者の現況把握等を行う市町村の取組を支援するなど、平時から県・市町村と福祉関係団体等が連携し、災害時に福祉支援を機能させるための体制構築・強化を進めます。

また、災害時の福祉避難所における障害のある人など要配慮者に対する相談については、各地域の相談支援事業所や障害のある人の支援団体等と連携を図りながら、適切な支援を行うための体制を整備します。

なお、防災施策における要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人については、引き続き、保健所や民生委員等の避難支援等関係者と情報共有を図るなど連携しながら、体制整備に努めてまいります。

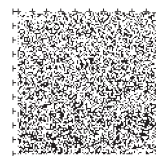
(2) 成年後見制度の活用などの権利擁護の推進

知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分な人や生活に不安がある人の権利を擁護するため、障害福祉サービス等の利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対し支援を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知及び利用促進に努めていきます。

特に、成年後見制度については、障害者総合支援法では、同制度の利用支援事業が市町村地域生活支援事業の必須事業に位置付けられており、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)に基づき市町村が進める制度の利用促進に向けた体制整備を広域的な観点から支援していきます。

(3) 福祉のまちづくり推進事業

岡山県福祉のまちづくり条例に基づき、障害のある人の活動を阻む様々なバリア(障壁)を取り除き、誰もが自由に行動し、安全で快適に生活できるバリアフリー社会の実



現を目指すとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）に係る取組を推進することで、「心」「情報」「物」の 3 つのバリアフリーを総合的に推進します。

（4）県営住宅における障害のある人への優遇措置

県営住宅における障害のある人がいる世帯の入居について、次の優遇措置を行います。（障害の等級などにより対象とならないことがあります。）

①入居者資格の緩和

入居収入基準を緩和するものです。また、単身での入居を可能とするものです。

②抽選回数の優遇

入居予定者の決定のための抽選において、抽選回数（当選率）の優遇を行います。

③家賃の減免

障害のある人が所得税法に規定する特別障害者である場合に家賃を減免するものです。

④身体障害者世帯向け住宅の設置

障害のある人が重度の下肢機能障害者等である場合の入居を目的とする住宅を設置するものです。

（5）障害のある人の文化芸術活動の推進等

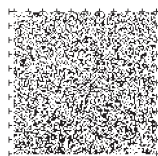
障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進が図られるよう、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）の趣旨を踏まえ、障害のある人の創作活動や交流促進、人材育成・権利擁護を推進するとともに、障害のある人も共に共生できる社会の実現に向け、障害の特性や、障害のある人の持つ優れた才能に対する理解を深めていきます。

また、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第 49 号）の趣旨を踏まえ、視覚障害のある人等の読書環境を整備促進し、障害の有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現に向けた取組を進めます。

（6）障害者スポーツの推進

障害のある人がスポーツに親しむことは、体力の維持・増強、機能の回復を図るとともに、日常の楽しみや充実した生活の実現につながります。また、スポーツを通じて多くの仲間と交流し、社会参加にもつながります。東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機に障害者スポーツの注目度が高まりつつある中、これまで、スポーツに参加する機会が少なかった障害のある人もスポーツ活動を行うことができるよう、環境づくりに取り組みます。また、身体障害のある人や知的障害のある人のスポーツに比べるとまだ普及が進んでいない精神障害のある人のスポーツの推進に取り組みます。

また、パラリンピックへの参加の支援等、スポーツ等における障害のある人の国内外の交流を支援するとともに、パラリンピック等の競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成を支援します。



第2節 就労移行の促進及び所得の向上

障害のある人が地域において自立した生活を営むことができるようにするためには、それぞれの個性と可能性を生かして働くことができるよう必要な支援をしていくとともに、その環境づくりを進めていくことが必要です。また、障害のある人が就労するということは、給与収入等による経済的な自立を促進するだけでなく、就労を通じ社会参加していくことで、生きがいや自己実現につながります。一般就労への移行促進に当たっては、就労移行支援事業等の就労系サービス・基盤の充実や、労働関係機関との連携のもと、就業面及び生活面のきめ細かい支援が必要です。

【重点的な取組】

福祉施設から一般就労への円滑な移行等を促進するため、就労移行支援サービス等が適切に提供されるよう市町村や事業者への必要な支援等を行うとともに、障害のある人の就労移行を推進する関係者のネットワークの充実や、障害のある人本人が一般就労や雇用支援策に関する理解を深めるための取組を促進するなど、障害のある人に対する就労面と生活面での一体的な支援体制の整備等、就労に対する基盤の充実を図っていきます。

また、就労系サービス事業者に対して一般就労への移行を促進するための積極的な取組を促すとともに、就労定着の重要性を踏まえ、就労後の生活面への課題にも対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行っていきます。

さらに、障害がある人の所得の向上に向け、「岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」に基づき、事業者の創意工夫等を促していくため、福祉的就労の充実強化等への支援を進めるとともに、障害のある人の雇用の促進等に関する企業等への普及啓発、重度の障害のある人の在宅就労支援、地方公共団体等における優先調達の推進などの取組を一層推進していきます。

なお、同計画で定める目標工賃（対象事業所：就労継続支援 B 型事業所）の達成を目指します。

1 障害のある人の就労移行促進に必要な基盤の整備

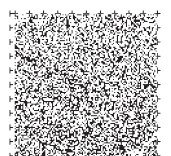
(1) 障害のある人の就労を支える関係者間のネットワークの充実

障害のある人の円滑な就労を促進するため、各市町村が設置している地域自立支援協議会の適切な運営を支援することにより、障害のある人の就労移行等を支える市町村自立支援協議会、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所、ハローワーク、岡山障害者職業センター、企業など関係機関のネットワークを充実させていきます。

(2) 障害者就業・生活支援センター等による支援

障害のある人がきめ細かいサポート（就業・生活相談や職場定着等）を受けられるよう、障害者就業・生活支援センター等における就業面と生活面での一体的な支援を行っていきます。

障害者就業・生活支援センターは、県内4つの障害保健福祉圏域（備前・倉敷・井笠、高梁・新見及び津山・勝英）に1センターずつ整備されており、真庭圏域へのセンター



の整備が課題となっています。

今後とも、各圏域・地域におけるニーズを踏まえながら、関係機関と協議を行い、その充実を図っていきます。

2 障害のある人の就労を支援する各種施策の推進

(1) 障害のある人の雇用を支援する施策の推進

障害のある人が働くことを通じて社会に参加し、活躍できるよう、岡山労働局等と連携しながら、事業主に対する障害者雇用率制度の周知・啓発を図るとともに、障害者就職準備講習会や就職面接会を開催し、障害のある人の雇用機会の拡大に努めていきます。

また、障害者雇用を検討している事業主に対する障害者雇用促進アドバイザーによる相談・助言、採用担当者向けの実地研修や障害者委託訓練事業等により、障害のある人の雇用促進を図っていきます。

(2) 重度の障害のある人の在宅就労支援の推進

I Tの利用促進を図る総合的なサービス拠点としての障害者I Tサポートセンターおかやまを運営し、I Tに関する支援や相談に応じるとともに、障害のある人の在宅就労や起業・創業を促進します。

また、通勤など移動に制約を抱え、あるいは健康上の理由から企業での勤務に耐えられない重度の障害のある人に対して、I Tを活用したバーチャル工房おかやまを運営し、在宅就労機会の拡大を図っていきます。

(3) 発達障害のある人の就労の促進・職場定着の支援

発達障害のある人の就労や職場への定着を進めるためには、事業主が発達障害の特性を理解した上で、発達障害のある人の能力を正當に評価し、個々の特性に応じた適正な雇用管理を行うことが必要です。また、各事業者における支援者の能力の向上も欠かせません。

このため、発達障害のある人を積極的に雇用している先進的企業のノウハウを学ぶため、発達障害のある人の雇用促進に向けた研修会の開催や、そのノウハウを集約した雇用者向けハンドブックを関係各所に配布する等により、雇用の促進と職場定着を支援していきます。

(4) 障害のある人自身の理解の促進

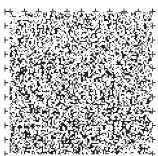
障害のある人自身が、一般就労や雇用支援策に関する理解を深めることができるよう、ハローワーク等とも連携を図り、普及啓発を図ります。

(5) 就労移行・定着支援の推進

就労移行・定着支援のスキルアップ研修（ジョブガイダンス）の開催や、参加型セミナーやワークフォーラム等の開催など、一般就労への移行支援に加え、就労定着等支援アドバイザーの配置など就労定着支援に取り組みます。

(6) 地域レベルの取組の推進

障害のある人の就労移行を推進するために、各地域においても、地域自立支援協議会等のネットワークを活用した就労支援の取組を支援します。



3 障害のある人の所得の向上

(1) 所得の向上の推進

就労継続支援 B 型事業所等における工賃水準の向上を目指した取組や創意工夫を促すため、事業所経営者や職員を対象に、高い工賃を達成している好事例の紹介や情報交換のための研修会等を実施します。

就労継続支援 A 型事業所については、個別の事業所の実態に即して、運営の健全化等に向けた指導を行うこととし、障害のある人の雇用の確保に努めていきます。

(2) 岡山県セルフセンターの機能強化

「岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」に基づき、事業所で生産する製品の共同受注や販路拡大、工賃向上に関する情報収集やその提供など、工賃向上のための中核的組織として、NPO 法人岡山県社会就労センター協議会（岡山県セルフセンター）の機能強化を図ります。

(3) 農福連携の推進

障害のある人の農業分野での就労を支援するため、農福連携サポートセンターを核に、福祉側と農業・農家側のマッチング支援体制を構築するとともに、専門スタッフによる農業技術に係る指導・助言や農福連携マルシェ（農産品等の展示即売会）の開催などを通じ、農福連携の取組を推進していきます。

(4) 障害者優先調達の推進

障害のある人の所得向上を進める上で、官公需の発注拡大が効果的であることから、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）、いわゆる障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進していきます。

(5) 地域レベルの取組の推進

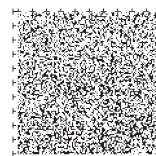
障害のある人の所得向上を進めるために、各地域においても、地域自立支援協議会等のネットワークを活用した事業所間連携による商品開発や販路拡大の取組等を支援していきます。

4 特別支援学校における進路指導等の充実

特別支援学校卒業生の円滑な就労移行等を支援するため、企業団体等と連携し障害のある生徒の就労意欲を高め、将来の社会自立に資する「岡山県就労支援協議会」を継続的に実施することにより、企業団体との協力関係を構築するとともに、就労支援コーディネーターを活用した職場開拓、高等部の産業現場等における実習の充実を図ります。

また、卒業後、企業等での就労による社会自立を目指す特別支援学校生徒の「働く力」をより一層育成し、職業教育・就労支援の充実を図るため、中学部からの職場体験や実習を推進するとともに、「岡山の就労応援団」登録企業と連携した特別支援学校高等部における産業現場実習、地域と連携した「地域型実習」、職業技能の資格認定を行う「特別支援学校技能検定」を県内全域で推進していきます。

なお、就労支援コーディネーターは、高等学校の生徒についても、要望に応じて就労支援を実施しています。



(参考) 特別支援学校における職業自立に向けた就労支援イメージ

- ・ 中等部においては、企業における就労体験の実施により、働くことへの興味・関心、意欲の向上、進路に対する選択肢の広がり、自己の適性の理解を支援する。
- ・ 高等部においては、企業における職場実習の拡大により、企業実習生の増加、職業意識、就労意欲の向上、自己の適性に応じた進路選択、就労への円滑な移行につなげる。
- ・ 卒業生についても、関係の支援機関の要請に応じながら就労支援を行う。

(参考) 特別支援学校高等部卒業者の就職率

平成 29 (2017) 年度 43.6% (全国平均：31.2%)

平成 30 (2018) 年度 45.8% (全国平均：32.3%)

令和元 (2019) 年度 43.1% (全国平均：未発表)

5 その他の障害のある人の就労移行等を支える各種の取組

(1) 岡山県障害者職場研修事業

発達障害や精神障害のある人を、県庁の職場に短期間、研修生として受け入れて職場体験の機会を提供することにより、就労意欲の醸成、就労に必要な社会的マナーの習得を図り、一般就労移行を促進します。

また、県においても障害の特性や就労に当たっての合理的配慮等について学ぶことで、今後の自治体や企業等における障害のある人の雇用促進に向けた受入体制の推進を図っていきます。

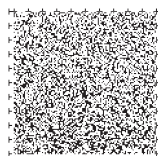
(2) 知的障害のある人を対象とした非常勤職員採用

県の職場において、主に事務補助に従事する知的障害のある人を対象にした非常勤職員の採用を、平成 25 (2013) 年度より実施しています。

(3) 県における入札参加資格

県の建設工事に係る入札参加資格の審査において、障害のある人の雇用状況を評価しています。

また、県の物品購入・役務の提供に係る入札参加資格の認定においても、企業での障害のある人の雇用状況を評価する制度を設けています。



第3節 必要な障害福祉サービス等の見込量の確保

障害のある人が地域の中で共生する社会を実現していくためには、障害のある人が必要とするサービスや支援を受けながら、その自立と社会参加を促進していくことが必要です。

【重点的な取組】

地域（圏域）で必要とされるサービス量の充足を目指し、基盤整備を推進していきます。

障害福祉サービス等の必要な見込量は、市町村が算出した見込量を基にしています。市町村では、第5期市町村障害福祉計画・第1期市町村障害児福祉計画の進捗状況进行分析、評価し、第6期市町村障害福祉計画・第2期市町村障害児福祉計画に向けた課題等を整理した上で、国の基本指針や過去の実績、地域のニーズ・実情等を踏まえて、見込量を算出しています。

1 障害福祉サービス等の見込量

<障害福祉サービス等利用量の見込みの状況（全県域）> 単位：人／月

区 分	現状値(2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度	
訪問系サービス	3,472	4,373	4,556	4,746	
日中活動系サービス	13,034	14,405	14,913	15,455	
自立生活援助	11	61	70	82	
共同生活援助（グループホーム）	1,848	2,069	2,176	2,283	
施設入所支援	2,197	2,166	2,149	2,131	
合計	20,562	23,074	23,864	24,697	
相談支援	計画相談支援	2,774	3,757	3,955	4,170
	地域移行支援	18	61	75	91
	地域定着支援	213	300	322	344

（1）訪問系サービス

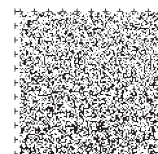
訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）は、日常生活上の介護や支援が必要な人が居宅で生活していく上で重要なサービスです。

① 現状と課題

居宅介護や重度訪問介護は利用ニーズが高く、マンパワーの不足や対応能力の差が課題となっています。

同行援護は、視覚障害のある人の外出支援に大きな役割を果たすものであり、ニーズに対応できるよう体制の整備を図っていく必要があります。

行動援護は、知的障害や精神障害等により、行動上著しい困難のある人の社会参加のために、適切に対応できるよう体制を整備しておく必要があります。



② 今後の取組

ホームヘルパー等の計画的養成や資質の向上を図るとともに、介護保険事業者を含め、多様な事業者の参入を図る等、県内どこでも必要な訪問系サービスが利用できることを目指し、必要とされるサービス量が充足されるよう努めます。

また、同行援護、行動援護等については、事業所の確保も視野に入れて、利用ニーズに適切に対応できる体制の整備を進めます。

③ 各サービスの見込量

ア 居宅介護

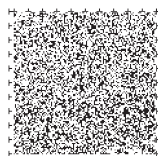
区分	現状値（2019年度）		2021年度		2022年度		2023年度	
	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
備前圏域	1,616	22,521	1,863	27,256	1,953	28,534	2,046	29,857
倉敷・井笠圏域	1,103	15,204	1,595	17,712	1,650	18,311	1,706	18,920
高梁・新見圏域	38	458	55	550	59	590	63	630
真庭圏域	37	201	40	264	42	279	44	292
津山・勝英圏域	212	2,449	265	2,738	280	2,809	296	2,863
合計	3,007	40,833	3,818	48,520	3,984	50,523	4,155	52,562

イ 重度訪問介護

区分	現状値（2019年度）		2021年度		2022年度		2023年度	
	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
備前圏域	121	15,632	133	20,091	136	20,613	140	21,149
倉敷・井笠圏域	22	4,079	44	6,053	44	6,053	44	6,053
高梁・新見圏域	0	3	2	15	2	15	2	15
真庭圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
津山・勝英圏域	2	214	2	300	2	300	2	300
合計	145	19,928	181	26,459	184	26,981	188	27,517

ウ 同行援護

区分	現状値（2019年度）		2021年度		2022年度		2023年度	
	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
備前圏域	122	2,393	135	2,683	140	2,773	146	2,866
倉敷・井笠圏域	83	782	97	859	100	886	103	914
高梁・新見圏域	1	6	4	30	4	30	4	30
真庭圏域	4	31	5	39	5	39	5	39
津山・勝英圏域	14	141	11	105	11	105	11	105
合計	224	3,353	252	3,716	260	3,833	269	3,954



エ 行動援護

区分	現状値（2019年度）		2021年度		2022年度		2023年度	
	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
備前圏域	57	1,466	60	1,665	64	1,773	68	1,889
倉敷・井笠圏域	38	411	53	500	55	516	57	533
高梁・新見圏域	0	0	1	10	1	10	1	10
真庭圏域	0	0	1	8	1	8	1	8
津山・勝英圏域	1	2	1	4	1	4	1	4
合計	96	1,879	116	2,187	122	2,311	128	2,444

オ 重度障害者等包括支援

区分	現状値（2019年度）		2021年度		2022年度		2023年度	
	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
備前圏域	0	0	1	10	1	10	1	10
倉敷・井笠圏域	0	0	4	774	4	774	4	774
高梁・新見圏域	0	0	1	10	1	10	1	10
真庭圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
津山・勝英圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	6	794	6	794	6	794

(2) 日中活動系サービス

障害のある人の自立と社会参加の促進を図るためには、その人のニーズ等に応じて必要とする日中活動の場に係るサービス（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護、短期入所）が十分に受けられることが必要です。

① 現状と課題

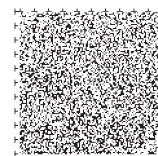
生活介護は、利用ニーズが高く、今後も利用者の増加が見込まれるため、事業所を確保することが課題です。

自立訓練（機能訓練）は、県内には指定事業所が少なく、県外の事業所を利用せざるを得ない状況であることから、事業所の確保が課題です。

自立訓練（生活訓練）は、利用ニーズは高くないものの、事業所の数及び利用定員が不足しており、充実が必要です。

就労継続支援に係るサービスは、すべての圏域で利用ニーズが高く、事業所の確保も進んでいますが、就労継続支援A型については、平成29（2017）年度からの運営基準の厳格化に伴い、これまで以上に利用者の意向や障害の状況に応じた適切な支援が求められるとともに、経営面の支援等を通じ、障害のある人の雇用の確保を図っていくことが必要です。

また、就労移行支援は、事業所の数が少ない状況ですが、利用者の意向や障害の状況に応じて適切に一般就労への移行支援を行うとともに、就労継続支援B型の支給決定に当たってのアセスメントを担うことができる事業所の確保が必要です。就労定着支援は、平成30（2018）年度に新設されたサービスであり、事業所数がまだ少ない状況であることから、充実が必要です。



短期入所は、障害のある人を介護する人の一時的休息や病気などの場合における一時預かりの機能を有するサービスであるため、医療的ケアを行う事業所を含め、必要ときに適切に対応できる体制を確保しておく必要があります。

療養介護は、利用対象者は少ないですが、現在、県内には県南の4事業者のみで、県北には事業者がないことから、全県域を対象としたサービスの提供が必要です。

② 今後の取組

このようなサービスごとの課題に適切に対応するため、新規事業所の参入促進を図り、障害保健福祉圏域5圏域（ただし、療養介護については全県域）を単位として、見込量に応じた事業所数の確保や利用のしやすさに配慮した配置に努め、医療的ケアを行う短期入所については、市町村と連携し補助事業も有効に活用しながら、地域バランスのとれたサービス環境の整備に取り組みます。

事業所の確保に当たっては、福祉人材センター等との連携を図り、適切なマンパワーの確保を促進し、障害のある人が、必要とする日中活動系サービスの提供を受けることができることを目指して、介護保険事業所の活用による基準該当サービスを含め、必要なサービス量が充足されるよう努めます。

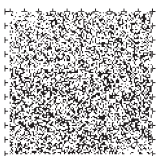
③ サービスごとの見込量

ア 生活介護

区分	現状値（2019年度）		2021年度		2022年度		2023年度	
	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
備前圏域	1,755	34,160	1,812	35,758	1,850	36,314	1,883	36,879
倉敷・井笠圏域	1,475	27,655	1,736	29,883	1,787	30,731	1,839	31,599
高梁・新見圏域	190	3,787	199	4,127	201	4,173	203	4,219
真庭圏域	159	3,237	162	3,295	164	3,336	166	3,377
津山・勝英圏域	578	11,030	621	11,564	633	11,782	644	12,037
合計	4,157	79,869	4,530	84,627	4,635	86,336	4,735	88,111

イ 自立訓練（機能訓練）

区分	現状値（2019年度）		2021年度		2022年度		2023年度	
	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
備前圏域	6	113	8	167	8	167	9	167
倉敷・井笠圏域	3	43	6	130	6	130	6	130
高梁・新見圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
真庭圏域	0	0	2	20	2	20	2	20
津山・勝英圏域	1	26	7	111	8	131	9	151
合計	10	182	23	428	24	448	26	468



ウ 自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を含む。）

区分	現状値（2019年度）		2021年度		2022年度		2023年度	
	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
備前圏域	105	1,949	111	2,065	114	2,137	122	2,262
倉敷・井笠圏域	108	1,690	142	2,265	157	2,490	172	2,716
高梁・新見圏域	3	64	4	96	5	119	6	142
真庭圏域	4	111	10	188	10	188	10	188
津山・勝英圏域	12	270	18	344	18	325	17	307
合計	231	4,082	285	4,958	304	5,259	327	5,615

エ 就労移行支援（就労移行支援（養成施設）を含む。）

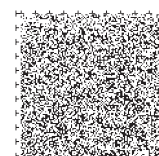
区分	現状値（2019年度）		2021年度		2022年度		2023年度	
	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
備前圏域	237	3,512	338	5,400	351	5,598	366	5,828
倉敷・井笠圏域	147	2,309	171	2,770	180	2,907	189	3,046
高梁・新見圏域	8	134	9	198	11	241	13	284
真庭圏域	1	5	3	30	3	30	3	30
津山・勝英圏域	18	295	25	511	30	621	33	792
合計	410	6,254	546	8,909	575	9,397	604	9,980

オ 就労継続支援A型

区分	現状値（2019年度）		2021年度		2022年度		2023年度	
	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
備前圏域	1,541	30,445	1,578	31,426	1,591	31,768	1,599	31,909
倉敷・井笠圏域	867	17,108	909	17,765	950	18,392	990	18,999
高梁・新見圏域	59	1,168	55	1,190	57	1,236	59	1,282
真庭圏域	18	344	17	342	16	322	15	302
津山・勝英圏域	164	3,330	176	3,539	178	3,570	185	3,725
合計	2,649	52,395	2,735	54,262	2,792	55,288	2,848	56,217

カ 就労継続支援B型

区分	現状値（2019年度）		2021年度		2022年度		2023年度	
	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
備前圏域	1,725	28,832	1,903	33,376	1,971	34,714	2,036	35,959
倉敷・井笠圏域	1,662	28,033	1,832	31,284	1,909	32,480	1,977	33,605
高梁・新見圏域	115	2,135	121	2,643	123	2,689	125	2,735
真庭圏域	143	2,449	143	2,474	146	2,526	149	2,578
津山・勝英圏域	600	10,385	648	11,434	654	11,576	667	11,805
合計	4,247	71,835	4,647	81,211	4,803	83,985	4,954	86,682



キ 就労定着支援

区分	現状値（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	人/月	人/月	人/月	人/月
備前圏域	88	188	269	388
倉敷・井笠圏域	44	83	98	116
高梁・新見圏域	3	4	5	6
真庭圏域	0	1	1	1
津山・勝英圏域	2	10	10	11
合計	137	286	383	522

ク 療養介護

区分	現状値（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	人/月	人/月	人/月	人/月
全県域	453	471	472	473

ケ 短期入所

区分	現状値（2019年度）		2021年度		2022年度		2023年度	
	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
備前圏域	406	2,097	496	2,747	522	2,874	545	3,006
倉敷・井笠圏域	245	1,178	289	1,248	302	1,299	315	1,350
高梁・新見圏域	20	169	22	197	23	204	24	211
真庭圏域	11	72	15	91	16	99	17	106
津山・勝英圏域	58	339	60	371	62	381	65	395
合計	740	3,855	882	4,654	925	4,857	966	5,068

(3) 居住系サービス

障害のある人が自立し、地域社会で生活していくためには、障害のある人本人の意向を尊重しつつ、生活の場が十分確保されていることが必要です。

特に、福祉施設や精神科病院から地域生活への円滑な移行を促進していくためには、グループホームなどの居住基盤の整備促進が必要です。

① 現状と課題

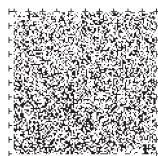
自立生活援助は、平成30（2018）年度に新設されたサービスであり、事業所数がまだ少ない状況であることから、充実が必要です。

共同生活援助は、福祉施設や精神科病院から障害のある人の地域移行が進むことに伴い、利用ニーズは更に高まると想定されることから、障害保健福祉圏域（5圏域）を単位として、グループホームの確保等が必要です。

施設入所支援は、真に支援を受ける必要のある（重度の）利用者に配慮しながら、障害のある人の重度化や「親亡き後」も見据えて入所定員を適正に維持していく必要があります。

② 今後の取組

自立生活援助については、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した人に必要な支援を行うため、事業所の確保を図ります。



共同生活援助については、圏域内のいずれの地域においてもグループホームが利用できるよう、障害のある人の地域生活における居住基盤の整備を促進します。

また、グループホーム利用者を対象とした家賃助成制度やサテライト型住居を有効に活用しながら、障害のある人の地域移行を進めていきます。

施設入所支援については、真に入所が必要な人の利用見込量に応じた入所定員の確保を図ります。

③ サービスごとの見込量

ア 自立生活援助

区分	現状値（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	人/月	人/月	人/月	人/月
備前圏域	2	28	32	39
倉敷・井笠圏域	0	12	15	18
高梁・新見圏域	0	2	2	2
真庭圏域	1	1	1	1
津山・勝英圏域	8	18	20	22
合計	11	61	70	82

イ 共同生活援助（グループホーム）

区分	現状値（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	人/月	人/月	人/月	人/月
備前圏域	805	920	990	1,061
倉敷・井笠圏域	580	648	676	703
高梁・新見圏域	97	100	103	106
真庭圏域	83	90	91	92
津山・勝英圏域	283	311	316	321
合計	1,848	2,069	2,176	2,283

ウ 施設入所支援

区分	現状値（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	人/月	人/月	人/月	人/月
全県域	2,197	2,166	2,149	2,131

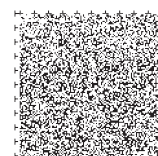
（４）相談支援

サービス提供事業者等の連絡調整を適切に実施し、様々な種類のサービスを組み合わせ、計画的に利用できるよう支援する計画相談支援とともに、入所施設や精神科病院等に入所・入院している人の地域移行や地域定着に係る相談に応じる地域相談支援は、障害のある人が地域で安心して暮らすために不可欠なサービスです。

これらの相談支援サービスが効果的に提供できる体制整備が必要です。

① 現状と課題

障害のある人、とりわけ、重度の障害がある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が



不可欠です。

② 今後の取組

相談支援従事者の計画的な養成や資質の向上、サービス提供事業者との連携強化、指定相談支援事業者の確保等を推進し、必要なサービス量の充足に努めます。課題を抱える市町村には、相談支援アドバイザー等の派遣などにより、相談支援体制の充実を支援します。また、障害福祉サービス等を利用する人の地域生活が安定的なものとなるよう総合的な援助方針（例えば、将来的に一般就労を目指すなど）や解決すべき課題等を踏まえ、適切なサービス等利用計画が作成されるよう支援します。

そのために、計画作成を行う相談支援従事者の指導者の養成に努めます。

③ サービスごとの見込量

ア 計画相談支援

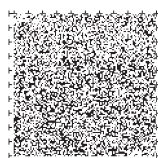
区分	現状値（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	人/月	人/月	人/月	人/月
備前圏域	1,067	1,473	1,603	1,744
倉敷・井笠圏域	1,124	1,343	1,393	1,444
高梁・新見圏域	151	351	358	365
真庭圏域	64	75	75	75
津山・勝英圏域	368	515	526	542
合計	2,774	3,757	3,955	4,170

イ 地域相談支援（地域移行支援）

区分	現状値（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	人/月	人/月	人/月	人/月
備前圏域	7	24	36	49
倉敷・井笠圏域	11	22	23	24
高梁・新見圏域	0	4	5	6
真庭圏域	0	1	1	1
津山・勝英圏域	0	10	10	11
合計	18	61	75	91

ウ 地域相談支援（地域定着支援）

区分	現状値（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	人/月	人/月	人/月	人/月
備前圏域	100	137	154	170
倉敷・井笠圏域	94	110	113	116
高梁・新見圏域	11	39	40	41
真庭圏域	0	1	1	1
津山・勝英圏域	9	13	14	16
合計	213	300	322	344



2 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

各年度の指定障害者支援施設の入所定員総数（全県域）は、次のとおりとします。

単位：人

区 分	2021 年度	2022 年度	2023 年度
全県域	2,260	2,242	2,223

3 圏域ごとの障害福祉サービス等の見通し及び基盤整備の方策

(1) 各圏域共通の取組事項

障害のある人の地域生活や一般就労への移行を、県内すべての地域で効果的に促進するためには、地域における障害福祉サービス等の利用状況や地域の実情を踏まえ、地域ごとに必要な障害福祉サービス等の基盤整備を促進していくことが必要です。

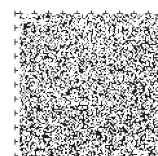
このため、障害保健福祉圏域を単位として、市町村の計画数値を積み上げ、それぞれの圏域における障害福祉サービス等の種類ごとに見込量の数値を定めました。

圏域ごとに、この障害福祉サービス等の見込量を確保するためには、障害福祉サービス等の担い手の確保・養成とともに、サービスを提供する事業者を増やしていくことが必要です。

特に、地域移行の促進、地域生活の支援を促進するに当たり、障害のある人が地域で生活する上で必要となる就労支援や住まいの場（グループホーム）のニーズが増えていく見込みであり、各圏域での各サービスの利用実績等を踏まえながら、必要なサービス提供体制・基盤の整備を着実に進めていくこととします。

○基本方針

- ・介護保険事業者やNPO法人等多様な主体の参入を促進するため、市町村と連携しながら、サービスの充足状況等の適切な情報提供に努めます。
- ・社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用し、計画的にグループホーム等の施設整備を推進します。
- ・療養介護は、現在、県内には県南の4事業者のみで、県北には事業者がないことから、全県域を対象としたサービス提供体制の整備を進めていきます。
- ・短期入所は、障害のある人を介護する人の一時的休息や病気などの場合における一時預かりの機能を有するサービスであるため、医療的ケアを行う事業所を含め、必要ときに適切に対応できる体制を確保していきます。



(2) 圏域ごとの主な取組事項

① 備前圏域

ア 現状

備前圏域は県南東部の5市2町で構成され、圏域人口は891,435人(令和2(2020)年1月1日時点の住民基本台帳人口。以下、この節で同じ。)です。このうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は48,379人(令和2(2020)年3月末時点。以下、この章で同じ。)で、圏域の総人口の5.4%となっています。

この圏域では、障害福祉サービス提供事業所の7割以上が岡山市に集中しています。

イ 課題

○地域生活への移行の観点

福祉施設や精神科病院から地域生活への移行を促進するため、地域移行や地域定着に係る地域相談支援の体制整備が必要です。

また、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の仕組みづくりも必要となります。

さらに、地域移行が進むにつれ、就労支援や住まいの場(グループホーム)のニーズが増えていく見込みがあることから、サービスの供給体制の整備を進める必要があります。

○一般就労への移行の観点

就労継続支援A型、就労継続支援B型が増加見込みであり、引き続き、障害のある人の勤労意欲の向上や就労機会の提供に向けた取組が必要です。

○相談支援体制の充実の観点

地域での自立した日常生活を支えるため、相談支援体制を充実させるとともに、障害種別に応じて適切に対応できる資質の確保や、障害のある人の地域生活を支える関係者間の連携の仕組みづくりが必要です。

また、地域自立支援協議会等を活用して、関係者間のネットワーク化を図り、相談支援体制を一層強化していく必要があります。

ウ 今後の取組

○地域生活の支援の充実

障害のある人の特性に応じたホームヘルパーの確保や訪問系サービスの充実を促進します。

居住の場を確保するため、グループホームの整備を促進するとともに、公営住宅や空き家等の既存施設の活用等について関係機関と連携を図りながら進めます。

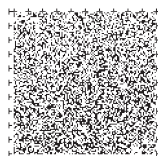
地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備を促進していきます。

○一般就労の支援の充実

就労移行支援事業所の確保に努めるとともに、ハローワーク等関係機関との連携を一層強化し、就労促進・定着への支援の充実を図ります。

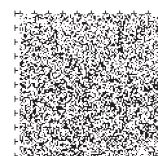
○相談支援体制の充実

事業者が障害種別やその特性に応じて必要な情報の提供や助言等が適切に行えるよう、相談支援専門員の育成と資質の向上を進めるとともに、地域自立支援協議会等を活用して、障害福祉サービス提供事業者や介護サービス事業者との連携強化、関係者間のネットワークの強化を図り、相談支援体制を一層強化します。



エ サービスの見込量等

区 分	2021 年度		2022 年度		2023 年度	
	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
訪問系サービス	2,192	51,705	2,294	53,703	2,401	55,771
日中活動系サービス	人日/月		人日/月		人日/月	
生活介護	1,812	35,758	1,850	36,314	1,883	36,879
自立訓練（機能訓練）	8	167	8	167	9	167
自立訓練（生活訓練）	111	2,065	114	2,137	122	2,262
就労移行支援	338	5,400	351	5,598	366	5,828
就労継続支援 A 型	1,578	31,426	1,591	31,768	1,599	31,909
就労継続支援 B 型	1,903	33,376	1,971	34,714	2,036	35,959
就労定着支援	188		269		388	
療養介護	222		222		222	
短期入所	496	2,747	522	2,874	545	3,006
居住系サービス						
自立生活援助	28		32		39	
共同生活援助	920		990		1,061	
施設入所支援	814		807		800	
相談支援						
計画相談支援	1,473		1,603		1,744	
地域移行支援	24		36		49	
地域定着支援	137		154		170	



②倉敷・井笠圏域

ア 現状

倉敷・井笠圏域は、県南西部の5市3町で構成され、圏域人口は701,083人です。このうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は38,228人で、圏域の総人口の5.5%となっています。

この圏域では、障害福祉サービス提供事業所の6割以上が倉敷市にあります。

イ 課題

○地域生活への移行の観点

訪問系、日中活動系ともに事業所は増加していますが、圏域内における地域偏在が生じており、地域性を考慮した事業所の適正配置が必要となっています。

福祉施設や精神科病院から地域生活への移行を促進するため、地域移行や地域定着に係る地域相談支援の体制整備が必要です。

また、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の仕組みづくりも必要となります。

さらに、地域移行が進むにつれ、就労訓練や住まいの場（グループホーム）のニーズが増えていく見込みがあることから、サービスの供給体制の整備を進める必要があります。

○一般就労への移行の観点

就労継続支援B型が増加見込みであり、引き続き、障害のある人の勤労意欲の向上や就労機会の提供に向けた取組が必要です。

○相談支援体制の充実の観点

地域生活の移行を推進する上でも身近な相談場所の確保が必要であり、地域自立支援協議会の活用、地域活動支援センターの確保が必要です。

ウ 今後の取組

○地域生活の支援の充実

障害のある人の特性に応じたホームヘルパーの確保や訪問系サービス提供事業所の適正配置を含めたサービスの提供体制の充実を促進します。

居住の場を確保するため、グループホームの整備を促進するとともに、公営住宅や空き家等の既存施設の活用等について関係機関と連携を図りながら進めます。

地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備を促進していきます。

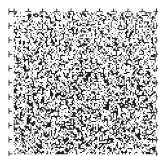
○一般就労の支援の充実

就労移行支援事業所の確保に努めるとともに、障害者就業・生活支援センター、企業、地域自立支援協議会など関係機関との連携を深めて、職場開拓、就労促進・定着への支援の充実を図ります。

○相談支援体制の充実

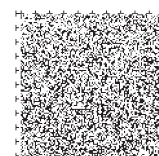
事業者が障害種別やその特性に応じて必要な情報の提供や助言等が適切に行えるよう、相談支援専門員の資質の向上を進めるとともに、地域自立支援協議会、地域活動支援センター等を活用して、事業者相互の連携強化、関係者間のネットワーク化を図り、身近な相談場所の確保など相談支援体制を一層強化します。

相談支援、障害者週間の場や広報媒体等を活用し、障害のある人自身に対する障害福祉サービス等の周知を一層図ります。



エ サービスの見込量等

区 分	2021 年度		2022 年度		2023 年度	
	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
訪問系サービス	1,793	25,898	1,853	26,540	1,914	27,194
日中活動系サービス	人日/月		人日/月		人日/月	
生活介護	1,736	29,883	1,787	30,731	1,839	31,599
自立訓練（機能訓練）	6	130	6	130	6	130
自立訓練（生活訓練）	142	2,265	157	2,490	172	2,716
就労移行支援	171	2,770	180	2,907	189	3,046
就労継続支援 A 型	909	17,765	950	18,392	990	18,999
就労継続支援 B 型	1,832	31,284	1,909	32,480	1,977	33,605
就労定着支援	83		98		116	
療養介護	161		161		161	
短期入所	289	1,248	302	1,299	315	1,350
居住系サービス						
自立生活援助	12		15		18	
共同生活援助	648		676		703	
施設入所支援	754		749		743	
相談支援						
計画相談支援	1,343		1,393		1,444	
地域移行支援	22		23		24	
地域定着支援	110		113		116	



③高梁・新見圏域

ア 現状

高梁・新見圏域は、県西北部の2市で構成され、圏域人口は57,917人です。

このうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は4,053人で、圏域の総人口の7.0%となっており、障害のある人の高齢化も進んでいます。

この圏域には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、短期入所、共同生活援助、施設入所支援、相談支援についてのサービス提供事業所があります。

イ 課題

○地域生活への移行の観点

福祉施設や精神科病院から地域生活への移行を促進するため、地域移行や地域定着に係る地域相談支援の体制整備が必要です。

また、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の仕組みづくりも必要となります。

また、地域移行が進むにつれ、就労訓練や住まいの場（グループホーム）のニーズが増えていく見込があることから、サービスの供給体制の整備を進める必要があります。

さらに、地域の特性に応じた移動手段等の確保が必要です。

○一般就労への移行の観点

引き続き、就労移行支援事業所の確保に努めるとともに、ハローワーク等関係機関との連携を一層強化し、障害のある人の就労機会を広げる取組が必要です。

○相談支援体制の充実の観点

地域自立支援協議会の活用とともに、相談支援事業者、関係機関が連携した取組を一層推進する必要があります。

ウ 今後の取組

○地域生活の支援の充実

障害のある人の高齢化が進んでいる地域性に留意して、居宅介護や行動援護等の訪問系サービスの提供体制の充実を促進します。

居住の場を確保するため、グループホームの整備を促進するとともに、公営住宅や空き家等の既存施設の活用等について関係機関と連携を図りながら進めます。

さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備を促進していきます。

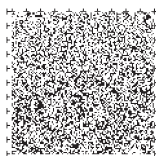
○一般就労の支援の充実

就労移行支援事業所の確保に努めるとともに、障害者就業・生活支援センターや地域自立支援協議会のネットワークを活用した職場開拓、就労促進・定着の促進を図ります。

○相談支援体制の充実

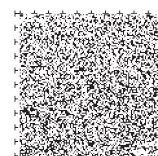
事業者が障害種別やその特性に応じて必要な情報の提供や助言等が適切に行えるよう、相談支援専門員の資質の向上を進めるとともに、地域自立支援協議会を活用して、市や相談支援事業者等の関係機関が連携した取組を一層推進します。

相談支援、障害者週間の場や広報媒体等を活用し、障害のある人自身に対する障害福祉サービス等の周知を一層図ります。



エ サービスの見込量等

区 分	2021 年度		2022 年度		2023 年度	
	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
訪問系サービス	63	615	67	655	71	695
日中活動系サービス	人日/月		人日/月		人日/月	
生活介護	199	4,127	201	4,173	203	4,219
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	4	96	5	119	6	142
就労移行支援	9	198	11	241	13	284
就労継続支援 A 型	55	1,190	57	1,236	59	1,282
就労継続支援 B 型	121	2,643	123	2,689	125	2,735
就労定着支援	4		5		6	
療養介護	22		22		22	
短期入所	22	197	23	204	24	211
居住系サービス						
自立生活援助	2		2		2	
共同生活援助	100		103		106	
施設入所支援	146		146		146	
相談支援						
計画相談支援	351		358		365	
地域移行支援	4		5		6	
地域定着支援	39		40		41	



④真庭圏域

ア 現状

真庭圏域は県北部の1市1村で構成され、圏域人口は45,566人で、このうち身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は2,960人で、圏域の総人口の6.5%を占めています。また、障害のある人の高齢化が課題となっています。

この圏域には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、短期入所、共同生活援助、施設入所支援、相談支援の障害福祉サービス等提供事業所が、いずれも真庭市にあります。

イ 課題

○地域生活への移行の観点

福祉施設や精神科病院から地域生活への移行を促進するため、地域移行や地域定着に係る地域相談支援の体制整備が必要です。

また、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の仕組みづくりも必要となります。

また、地域移行が進むにつれ、就労訓練や住まいの場（グループホーム）のニーズが増えていく見込があることから、サービスの供給体制の整備を進める必要があります。

さらに、地域の特性に応じた移動手手段等の確保が必要です。

○一般就労への移行の観点

就労移行支援事業所の確保に努めるとともに、ハローワーク等関係機関との連携を強化し、障害のある人の就労機会を広げる取組が必要です。

また、障害者就業・生活支援センターについては、当圏域に指定要件を満たす法人がなく、平成28（2016）年4月の圏域変更前から当地域を活動区域としていた津山センターがカバーしている状況にあります。

○相談支援体制の充実の観点

より専門性を高めるなど、事業者の資質の向上を図る必要があります。

圏域内の事業の状況について、サービスを必要とする障害のある人への周知を一層図る必要があります。

地域自立支援協議会の活動において関係機関の連携を一層深める必要があります。

ウ 今後の取組

○地域生活の支援の充実

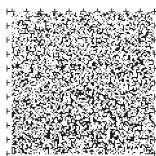
障害のある人の高齢化が進んでいる地域性に留意して、真庭市を中心とした居宅介護等の訪問系サービスのヘルパーの確保や資質の向上のほか、重度の障害のある人を介護している家族のレスパイトの視点から短期入所サービスの提供体制の充実を促進します。

居住の場を確保するため、グループホームの整備を促進するとともに、公営住宅や空き家等の既存施設の活用等について関係機関と連携を図りながら進めます。

地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備を促進していきます。

○一般就労の支援の充実

就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所の確保に努めるとともに、ハローワーク等関係機関との連携や、地域自立支援協議会のネットワークを活用し、職場開拓、就労の促進・定着を図って行きます。



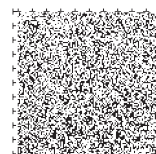
また、障害者就業・生活支援センターについては、当地域をカバーする津山センターが効果的に活動できるよう関係機関との連携を図るとともに、地域のニーズや地元の支援機関の状況等を踏まえて整備の検討を行います。

○相談支援体制の充実

事業者が障害種別やその特性に応じて必要な情報の提供や助言等が適切に行えるよう、相談支援事業者等の関係機関が連携した取組を一層推進します。相談支援、障害者週間の場や広報媒体等を活用し、障害のある人自身に対する障害福祉サービス等の周知を一層図ります。

エ サービスの見込量等

区 分	2021 年度		2022 年度		2023 年度	
	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
訪問系サービス	46	311	48	326	50	339
日中活動系サービス	人日/月		人日/月		人日/月	
生活介護	162	3,295	164	3,336	166	3,377
自立訓練（機能訓練）	2	20	2	20	2	20
自立訓練（生活訓練）	10	188	10	188	10	188
就労移行支援	3	30	3	30	3	30
就労継続支援 A 型	17	342	16	322	15	302
就労継続支援 B 型	143	2,474	146	2,526	149	2,578
就労定着支援	1		1		1	
療養介護	15		15		15	
短期入所	15	91	16	99	17	106
居住系サービス						
自立生活援助	1		1		1	
共同生活援助	90		91		92	
施設入所支援	99		98		97	
相談支援						
計画相談支援	75		75		75	
地域移行支援	1		1		1	
地域定着支援	1		1		1	



⑤津山・勝英圏域

ア 現状

津山・勝英圏域は、県北東部の2市5町1村で構成され、圏域人口は176,420人です。このうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は11,437人で、圏域の総人口の6.5%を占めています。また、障害のある人の高齢化が進んでいます。

この圏域には、重度障害者等包括支援、就労定着支援、療養介護、自立訓練以外の障害福祉サービス等提供事業所がありますが、これらの全事業所の約5割が津山市に集中しています。

イ 課題

○地域生活への移行の観点

福祉施設や精神科病院から地域生活への移行を促進するため、地域移行や地域定着に係る地域相談支援の体制整備が必要です。

また、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の仕組みづくりも必要となります。

また、地域移行が進むにつれ、就労訓練や住まいの場（グループホーム）のニーズが増えていく見込があることから、サービスの供給体制の整備を進める必要があります。

さらに、地域の特性に応じた移動手段等の確保が必要です。

○一般就労への移行の観点

就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所の数が人口に比して少ないため、一般就労移行の促進の観点から、その確保を図る必要があります。

障害者就業・生活支援センターの活用、ハローワークとの連携に取り組んでいく必要があります。

○相談支援体制の充実の観点

より専門性を高めるなど、事業者の資質の向上を図る必要があります。

地域自立支援協議会を活用するとともに、相談支援事業者、関係機関が連携した取組を一層推進する必要があります。

ウ 今後の取組

○地域生活の支援の充実

障害のある人の高齢化が進んでいる地域性に留意して、居宅介護や行動援護等の訪問系サービスや重度の障害のある人を介護している家族のレスパイトの視点から短期入所サービス提供体制の充実を促進します。

居住の場を確保するため、グループホームの整備を促進するとともに、公営住宅や空き家等の既存施設の活用等について関係機関と連携を図りながら進めます。

さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備を促進していきます。

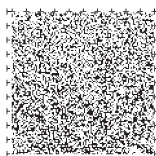
○一般就労の支援の充実

事業者の新規参入等による就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所の確保に努めます。

障害者就業・生活支援センター、ハローワークとの連携や、地域自立支援協議会のネットワークを活用し、職場開拓、就労促進・定着の促進を図ります。

○相談支援体制の充実

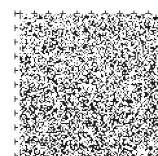
事業者が障害種別やその特性に応じて必要な情報の提供や助言等が適切に行え



るよう、相談支援事業者等の関係機関が連携した取組を一層推進します。相談支援、障害者週間の場合や広報媒体等を活用し、障害のある人自身に対する障害福祉サービス等の周知を一層図ります。

エ サービスの見込量等

区 分	2021 年度		2022 年度		2023 年度	
	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
訪問系サービス	279	3,147	294	3,218	310	3,272
日中活動系サービス	人日/月		人日/月		人日/月	
生活介護	621	11,564	633	11,782	644	12,037
自立訓練（機能訓練）	7	111	8	131	9	151
自立訓練（生活訓練）	18	344	18	325	17	307
就労移行支援	25	511	30	621	33	792
就労継続支援 A 型	176	3,539	178	3,570	185	3,725
就労継続支援 B 型	648	11,434	654	11,576	667	11,805
就労定着支援	10		10		11	
療養介護	51		52		53	
短期入所	60	371	62	381	65	395
居住系サービス						
自立生活援助	18		20		22	
共同生活援助	311		316		321	
施設入所支援	353		349		345	
相談支援						
計画相談支援	515		526		542	
地域移行支援	10		10		11	
地域定着支援	13		14		16	



第4節 障害のある子どもの支援

障害のある子どもに対する支援は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第2条第2項において、子ども・子育て支援の内容及びすべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならないとされていることを踏まえ、教育、保育、医療等の関係機関と連携した体制を構築することが必要です。

【重点的な取組】

教育、保育、医療等の関係機関と連携を図った上で、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要であり、通所支援事業所等専門的な支援機関と連携し、障害のある子どもの支援体制を確保していきます。

また、重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援体制の充実についても推進していきます。

1 障害児支援体制の整備

(1) 重層的な地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障害のある子どもやその家族に対する支援について、障害のある子どもの障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要です。

児童発達支援センターについては、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置付け、障害児通所支援等サービス事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制の整備を進めていきます。

また、障害児入所施設についても同様に、専門的機能の強化を図った上で、地域において、虐待を受けた障害のある子どもへの対応を含め、地域のニーズに対応する機関としての役割を担うよう支援していきます。また、短期入所や親子入所等の実施体制の整備にも努めていきます。

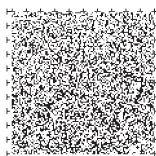
さらに、成長に伴い、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへの円滑な移行が図られるよう、市町村と緊密な連携を図っていきます。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関との連携

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

また、障害のある子どもの早期発見や支援、健全な育成を進めるため、母子保健施策、小児慢性特定疾病施策や子育て支援施策との連携体制の確保に努めていきます。

さらに、就学時及び卒業時において、その支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設や就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等との連携を確保する仕組みを構築していきます。



(3) 地域社会への参加促進

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援を確保するなど、障害のある子どもの地域社会への参加を促進していきます。

(4) 特別な支援が必要となる障害のある子どもに対する支援体制の整備

① 重症心身障害児に対する支援体制の充実

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービスなどを受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図っていきます。

② 医療的ケア児に対する支援体制の充実

県内の医療的ケア児の概数は、令和2(2020)年5月時点では318人(令和元(2019)年5月時点は357人)(※)となっており、身近に必要な支援が受けられるよう、障害児支援等の充実を図っていきます。

また、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の関係者が連携を図るため、協議の場を設置し、対象児童の把握を含め、各関連分野が協働する総合的な支援体制を構築し、学齢期から成人期に支援が円滑に移行できるよう取り組みます。

加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、市町村において、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進するため、コーディネーター養成研修などの専門研修を計画的に実施するなど、その支援を行っていきます。

このコーディネーターを中心に、医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげていきます。

(※)各年5月に県内病院及び県内在宅療養支援診療所、隣県の主要な病院において、在宅療養指導管理料(14項目)を算定している満20歳未満の児を調査

③ 障害児入所施設で暮らす障害のある子どもに対する支援体制の充実

障害児入所施設で暮らす障害のある子どもに対しては、小規模なグループによる支援や心理的ケアを行えるよう支援していきます。

④ 難聴児に対する支援体制の充実

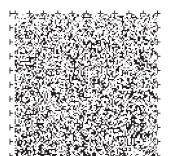
難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校(聴覚障害)等と連携して難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等を図っていきます。

(5) 医療的ケア児等とその家族への支援

医療的ケア児等(重症心身障害児・者を含む。以下同じ。)とその家族が県内どこでも安心して生活できるよう、在宅で医療的ケア児等の子育てや介護を行う家族の負担軽減を図るため、短期入所の環境の整備・充実を図っていきます。

(6) 障害児相談支援の提供体制の整備

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から、障害のある子ども本人やその家族に対する継続的な支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中核的な役割があります。そのため、相談支援と同様に、障害児相談支援についても質・量の確保及び向上を図っていきます。



2 障害児支援の提供体制の確保・基盤整備の方針

<障害児通所支援等利用量の見込みの状況（全県域）>

単位：人／月

区 分	現状値(2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
児童発達支援	3,911	4,628	4,868	5,108
医療型児童発達支援	7	24	29	31
放課後等デイサービス	5,065	6,147	6,540	6,958
保育所等訪問支援	175	254	265	276
居宅訪問型児童発達支援	1	22	23	28
福祉型障害児入所施設	98	95	95	95
医療型障害児入所施設	77	77	77	77
障害児相談支援	1,425	2,526	2,714	2,911

(1) 各圏域共通の取組事項

障害児支援サービスを、県内すべての地域で効果的に提供するためには、地域におけるサービスの利用状況や地域の実情を踏まえ、地域ごとに必要なサービスの基盤整備を進めていく必要があります。

このため、障害保健福祉圏域（5圏域）を単位として、市町村の計画数値を積み上げ、それぞれの圏域における障害児サービスの種類ごとに見込量の数値を定めました。（障害児入所支援の見込量は、入所給付決定及び措置決定を行う県及び岡山市の見込量を合算して計上）

圏域ごとに、このサービスの見込量を確保するためには、サービスの担い手の確保・養成とともに、サービスを提供する事業者を増やしていくことが必要です。

特に、障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）については、今後も利用者数の増加が見込まれており、事業所職員向けに各種研修を実施するなど、人材育成・確保を図るとともに、事業所の整備を推進し、必要なサービス提供体制の確保を図ります。

また、障害児入所支援については、ニーズの的確な把握に努めるとともに、ケア単位の小規模化の推進、地域に開かれたものとする事、入所児童の18歳以降の支援の在り方について協議が行われる体制の必要性を踏まえ、必要なサービス提供体制の確保を図ります。

(2) 各サービス・圏域ごとの主な取組事項

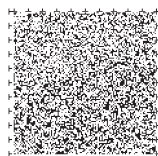
① 障害児通所支援

児童発達支援等の障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）は、身近な地域で訓練や療育等の通所支援を受け、利用者が将来、地域社会で自立して生活していくために重要なサービスです。

ア 現状と課題

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、利用ニーズが高く各圏域に1箇所以上が設置されていますが、マンパワーの不足及び事業所間での支援内容の差が課題となっています。

医療型児童発達支援は、全県的に利用実績が少なく、事業所は倉敷・井笠圏域に1箇所あるのみですが、適切に対応できる体制を整備しておく必要があります。



保育所等訪問支援は集団生活の場に出向いて行うという、通所支援とは異なる支援の形態であり、共生社会の実現の観点から、活用していく必要があります。

また、障害のある子どもに対し、早期の訓練や療育等の開始がなされるよう、保健分野、福祉分野及び医療分野の各機関の連携を図る必要があります。

イ サービス見込量等

(ア) 児童発達支援

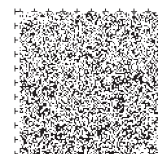
区分	現状値（2019年度）		2021年度		2022年度		2023年度	
	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
備前圏域	1,618	9,424	2,202	13,103	2,390	14,223	2,595	15,442
倉敷・井笠圏域	1,825	13,333	1,863	13,749	1,877	13,859	1,891	13,968
高梁・新見圏域	180	940	215	1,127	215	1,127	215	1,127
真庭圏域	2	6	4	30	23	217	25	232
津山・勝英圏域	287	1,301	344	1,525	363	1,622	382	1,733
合計	3,911	25,004	4,628	29,534	4,868	31,048	5,108	32,502

(イ) 医療型児童発達支援

区分	現状値（2019年度）		2021年度		2022年度		2023年度	
	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
備前圏域	2	14	8	66	12	97	13	98
倉敷・井笠圏域	4	23	11	55	11	55	11	55
高梁・新見圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
真庭圏域	1	1	1	1	1	1	1	1
津山・勝英圏域	0	0	4	28	5	29	6	30
合計	7	37	24	150	29	182	31	184

(ウ) 放課後等デイサービス

区分	現状値（2019年度）		2021年度		2022年度		2023年度	
	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
備前圏域	2,358	17,282	2,943	22,850	3,191	24,819	3,462	26,962
倉敷・井笠圏域	2,052	8,709	2,326	10,593	2,404	11,072	2,482	11,553
高梁・新見圏域	198	610	248	985	270	1,044	292	1,103
真庭圏域	46	526	52	573	56	617	59	649
津山・勝英圏域	412	4,334	578	5,910	619	6,277	663	6,672
合計	5,065	31,460	6,147	40,911	6,540	43,829	6,958	46,939



(エ) 保育所等訪問支援

区分	現状値 (2019年度)		2021年度		2022年度		2023年度	
	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
備前圏域	49	64	74	113	82	126	90	141
倉敷・井笠圏域	42	84	53	126	55	130	57	134
高梁・新見圏域	83	101	116	132	116	132	116	132
真庭圏域	1	1	1	2	1	2	1	2
津山・勝英圏域	1	1	10	15	11	17	12	19
合計	175	250	254	388	265	407	276	428

(オ) 居宅訪問型児童発達支援

区分	現状値 (2019年度)		2021年度		2022年度		2023年度	
	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
備前圏域	0	0	6	32	6	32	10	48
倉敷・井笠圏域	0	0	9	38	9	38	9	38
高梁・新見圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
真庭圏域	1	2	1	2	1	2	1	2
津山・勝英圏域	0	0	6	18	7	19	8	20
合計	1	2	22	90	23	91	28	108

ウ 今後の取組

児童発達支援や放課後等デイサービスなどをはじめとした通所支援事業所については、障害のある子どもが身近な地域で障害特性に応じた適切なサービスが受けられるよう、人材育成・確保に努め、支援内容を充実させるとともに、事業所の整備を推進し、量的確保を図ります。

また、保育所等訪問支援などを活用しながら、身近な地域の障害児支援の拠点としての児童発達支援センターを中心とした重層的な支援体制の構築を図ります。

さらに、就学時及び卒業時の支援体制の円滑な移行が行われるよう、障害児支援担当部局、子育て支援担当部局及び教育委員会との連携体制を確保します。

特に、1歳6か月児健診、3歳児健診で把握された発達障害の疑いのある子どもへの支援体制の整備に努め、適切に児童発達支援事業所等の療育機関への案内を行うことなどにより早期の訓練や療育等の開始につなげていきます。

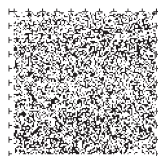
② 障害児入所支援

福祉型障害児入所施設は、障害児入所施設に入所する障害のある子どもに食事や入浴等日常生活の基本動作を指導し、家庭に近い雰囲気の中で過ごすことにより退所後の地域生活等への円滑な移行を促す重要なサービスです。医療型障害児入所施設はそれらに加え肢体不自由児等への治療も行っています。

ア 現状と課題

福祉型障害児入所施設は、障害のある子どもの人数に配慮しながら、入所定員を適正に維持していく必要があります。

医療型障害児入所施設は、特に重症心身障害児の受入れについて、障害のある子



どもの状態、家庭環境、支援者の状況等を考慮し、適切な入所決定を行っていく必要があります。

イ サービス見込量等

(ア) 福祉型障害児入所施設

区分	現状値（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	人/月	人/月	人/月	人/月
全県域	98	95	95	95
岡山市以外	54	50	50	50
岡山市	44	45	45	45

(イ) 医療型障害児入所施設

区分	現状値（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	人/月	人/月	人/月	人/月
全県域	77	77	77	77
岡山市以外	42	42	42	42
岡山市	35	35	35	35

ウ 今後の取組

障害児入所支援については、入所前の障害のある子どもの状況を確認して、入所の必要性を適切に判断するとともに、虐待、家族等支援者が不在となる場合など、緊急の入所を行う必要があるケースに速やかに対応できるよう、入所定員の確保を図ります。

③ 障害児相談支援

障害のある子どもが自立した日常生活又は社会生活を送る上で、障害児相談支援は重要なサービスです。

このため、障害のある子どもに対して、障害児通所支援を中心として、保健、医療、福祉、教育等の適切なサービスが多様な事業者から適切かつ効率的に提供されるように障害児支援利用計画を作成することが必要です。

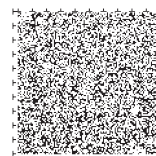
ア 現状と課題

平成 27（2015）年 4 月以降、障害児相談支援は障害児通所支援の支給申請をしたすべての人について必要となりましたが、平成 29（2017）年度までの体制整備等により、障害のある子どもの障害児支援利用計画作成率は向上しました。

一方、いわゆるセルフプランの割合が高い市町村もあり、これは障害のある子どもについての十分な知識や経験を有する相談支援専門員が少ないことが原因の一つと考えられます。

イ サービス見込量等

相談支援専門員が、障害児通所支援の申請に係る通所給付決定前に、障害のある子どもの心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、障害児支援利用計画案を作成し、通所給付決定後に、関係機関との連絡調整について便宜を供与するとともに、障害児支援利用計画を作成するものです。



<障害児相談支援の見込量>

区分	現状値（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	人/月	人/月	人/月	人/月
備前圏域	333	865	933	1,010
倉敷・井笠圏域	776	1,098	1,177	1,256
高梁・新見圏域	140	285	295	305
真庭圏域	13	19	21	23
津山・勝英圏域	163	259	288	317
合計	1,425	2,526	2,714	2,911

ウ 今後の取組

新規の障害児支援利用計画が適切に作成されるよう、引き続き、研修等を通じ、障害のある子どもについても支援できる相談支援専門員を養成し、地域の相談支援体制の充実を支援していきます。

3 指定障害児入所施設の必要入所定員総数

各年度の指定障害児入所施設の入所定員総数（全県）は、上記2のサービス見込量を踏まえ、次のとおりとします。

①福祉型障害児入所施設

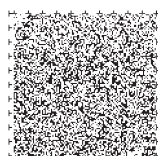
単位：人/月

区分	2021年度	2022年度	2023年度
全県	115	115	115

②医療型障害児入所施設

単位：人/月

区分	2021年度	2022年度	2023年度
全県	85	85	85



第5節 人材の養成・確保と資質の向上等

人材の養成・確保に当たっては、福祉サービスは対人サービスであり、サービスは人が支えているという基本的な考え方のもと、進める必要があります。

【重点的な取組】

質の高いサービスが十分に提供されるよう、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「相談支援専門員等」という。）、手話通訳者等の障害福祉サービスや市町村地域生活支援事業等を支える人材を養成・確保するとともに、その資質の向上を推進していきます。

また、質の高い福祉サービスの提供を促進するとともに、障害のある人の適切なサービス選択にも資するため、福祉サービス第三者評価事業などを推進していきます。

さらに、障害のある人への虐待防止や差別解消に向けた取組を推進していきます。

1 人材の養成・確保

人材の確保等については、必要なサービス量が充足されることを目指し、相談支援専門員等の養成のみならず、障害福祉サービスや市町村地域生活支援事業等を支える担い手の確保に取り組みます。また、人材の確保等に当たっては、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの周知・広報を含め、関係機関とともに取組を進めます。

相談支援専門員等に向けた研修については、意思決定支援の質の向上を図るものとするほか、医療的ケア児、重症心身障害児・者、難病患者等の特性に応じた適切な支援への理解が促進されるものとしします。

また、医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等コーディネーターの育成や、高次脳機能障害のある人への適切な支援ができる人材の育成を行います。

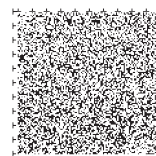
さらに、強度行動障害のある人については、障害福祉サービス事業所等において適切な支援を行うことのできる人材の育成を目的とする基礎研修や、適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができる人材の育成を目的とする実践研修の実施を通じて、支援体制の整備を図っていきます。

なお、各種研修の実施に当たっては、研修において指導者となるファシリテーターの育成に努めるとともに、研修の修了者に対して、引き続きサービス提供に従事してもらうよう働きかけるなど、人材の確保・定着に努めていきます。

2 サービスの質の向上

福祉サービスの質の向上を図るとともに、障害のある人の適切なサービス選択に資するため、引き続き、福祉サービス第三者評価事業を推進していきます。

また、障害福祉サービス等情報公表制度については、障害福祉サービス等を利用する障害のある人などが個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるよう普及を行うとともに、事業者が提供する障害福祉サービスの内容等を積極的に公表することにより、そ



の提供するサービスの質の向上を促していきます。

3 障害のある人に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の趣旨を踏まえ、障害福祉サービス等の利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、事業者への指導や監査等を通じて指導を徹底するとともに、事業所における必要な体制整備に対する支援や施設職員等に対し研修を実施する等の措置を講じていきます。

また、市町村が設置する地域自立支援協議会の活用等により、市町村をはじめ関係機関と連携し、虐待の未然防止、早期発見、適切な対応等が図られるよう虐待防止に向けた仕組みづくりや、その機能強化を図っていきます。

加えて、県障害者権利擁護センターと、各市町村が設置する「障害者虐待防止センター」とが連携しながら、障害のある人の権利擁護に向け、適正な運営に努めるとともに、地域の実情に応じて高齢者や児童の虐待の防止に対する取組を行う機関とも連携しながら、効果的な体制の構築を図っていきます。

さらに、虐待防止に向けた各種研修会の実施や一般県民等を対象としたシンポジウムの開催、権利擁護として、障害のある人への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うことができる人材育成・活用の研修を行うほか、成年後見制度の利用を促進するなどの取組を推進していきます。

4 障害のある人に対する差別の解消

すべての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合える共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。

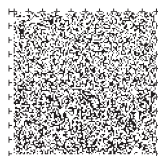
そのため、障害のある人に対する不当な差別的な取扱いの禁止及び合理的配慮の不提供を禁止する障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、あらゆる障害に対する差別の解消に向け、一般県民等を対象としたシンポジウムを開催するほか、一般県民や企業を対象に、それぞれの障害の特性などを理解して、障害のある人への手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」や外見ではわからない障害で困っている人が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発に取り組みます。

また、岡山県職員対応要領に基づき、県職員自らも同法の趣旨を理解し、適切な対応に努めていくとともに、県障害者差別解消支援地域協議会においても、障害者差別解消のための意見・情報交換や困難事例の検討等を行い、その結果を関係機関との間で共有し、差別解消に向けた継続的な取組を進めます。

さらに、障害のある人、関係機関及び一般県民を対象にした障害者差別解消の専門相談窓口として設置している県障害者差別解消センターにおいて、障害者差別に関する相談に応じるほか、情報提供や助言、問題解決に向けた調整等を図っていきます。

5 介護サービス事業者との連携強化の促進

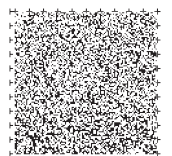
障害福祉サービスを受給している障害のある人が、介護サービスを利用するとき、介護予防サービス費等区分支給限度額の制約から、訪問介護だけでは必要なサービス量が確保



できないため、居宅介護（自立支援給付の介護給付）を上乗せして利用する場合、サービス事業者間の連携が必要です。

そのため、利用者、家族を含め関係サービス事業者等が一堂に会するサービス担当者会議に、介護サービス事業者の参画を求めること等により、情報共有を進めます。

また、サービス等利用計画を介護保険サービス事業者とも共有し、切れ目のない支援が円滑に行われる体制構築を促進します。



第5章 岡山県地域生活支援事業の実施

1 基本的な考え方

都道府県が行う地域生活支援事業では、主に専門性の高い相談支援や人材育成等の広域的な見地からの支援事業を行うこととされています。障害のある人のニーズを踏まえた必要な事業の量と質が確保され、円滑なサービス提供が可能となるよう配慮しながら、岡山県地域生活支援事業を推進していきます。

また、多くの福祉サービスが含まれている市町村地域生活支援事業についても、障害のある人のニーズ等を踏まえ、必要なサービスが適切に提供されるよう、財政的な支援を行うとともに、必要な助言等を行っていきます。

なお、地域生活支援事業は、地域の実情や状況に応じて柔軟な事業形態による事業運営が可能な事業とされています。このため、岡山県地域生活支援事業についても、施行の実情等も踏まえながら、新たなニーズ等への対応も可能となるよう、柔軟な事業運営を図っていきます。

県では、広域的・専門的な視点から、主に、次のような事業に取り組んでいきます。

2 地域生活支援事業

(1) 専門性の高い相談支援事業

① 発達障害者支援センター運営事業

発達障害のある人に対する支援を総合的に行う地域の拠点として岡山市及び津山市に設置した発達障害者支援センターを中心に、専門的な相談支援や関係機関との連携強化等に努めます。

また、発達障害に対する理解促進のための普及啓発や支援に携わる人の研修を行うほか、市町村における発達障害のある人に対する支援体制の整備を促進していきます。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
利用者数	247人	250人	250人	250人

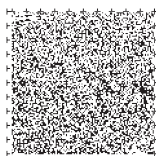
② 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

高次脳機能障害のある人への支援を行うため、支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置して、専門的な相談支援や関係機関の支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修などを通じ、高次脳機能障害のある人に対する支援体制の整備を行います。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
利用者数	716人	720人	720人	720人

③ 障害児等療育支援事業

在宅障害児等（在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児、身体障害児、発達障害児



(発達障害の疑いの児童を含む))の地域における生活を支えるため、身近な地域での療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図ります。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
実施箇所数	5箇所	4箇所	4箇所	4箇所

④ 障害者就業・生活支援センター事業

障害のある人の就業面と生活面のきめ細かいサポート（就業・生活相談や職場定着等）ができるよう、障害者就業・生活支援センターの運営等を行います。

なお、同センターは、4つの障害保健福祉圏域に1箇所ずつ、計4箇所設置しています。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
実施箇所数	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
登録者数	2,303人	2,300人	2,300人	2,300人

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

聴覚に障害があるため意思疎通を図ることに支障がある人の、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として、手話通訳者及び要約筆記者を養成します。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
手話通訳者養成研修	19人	20人	20人	20人
要約筆記者養成研修	17人	20人	20人	20人

② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

視覚及び聴覚に重複して障害のある人の社会参加を促進するため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
通訳・介助員研修	11人	11人	11人	11人

③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

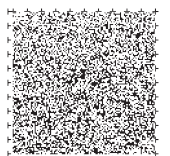
失語症は脳卒中などの後遺症により言葉がうまく使えなくなる言語障害であり、意思疎通を図ることに支障がある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、失語症者向け意思疎通支援者を養成します。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
意思疎通支援者研修	21人	20人	20人	20人

(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚に障害があるため意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を支援するため、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演、講義等や専門性の高い分野など、市町村での意思疎通支援者の派遣が困難と認められる場合に、手



話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
手話通訳者の派遣	123.5時間	150時間	150時間	150時間
要約筆記者の派遣	282.5時間	300時間	300時間	300時間

② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

視覚及び聴覚に重複して障害のある人の社会参加を促進するため、養成した盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、盲ろう者のコミュニケーションと情報の保障及び移動等を支援します。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
通訳・介助員の派遣	1,886時間	1,900時間	1,900時間	1,900時間

③ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者向け意思疎通支援者を派遣し、失語症者のコミュニケーションと情報の保障等を支援します。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
意思疎通支援者の派遣	—	100時間	100時間	100時間

(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

聴覚に障害があるため意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を支援するため、市町村での意思疎通支援者の派遣事業に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応を行います。

(5) 広域的な支援事業

① 都道府県相談支援体制整備事業

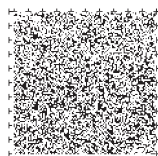
相談支援事業の推進や、市町村地域自立支援協議会の活性化を図るため、相談支援アドバイザー及び圏域相談支援コーディネーターを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進します。

② 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

ア 地域生活支援広域調整会議等事業

アウトリーチ事業の実施について、活動状況の把握や定期的なモニタリング、評価、検証等を行うためにアウトリーチ事業支援者連絡会議を開催するとともに、精神障害のある人の地域移行支援に係る調整業務を行うため、精神障害者地域移行推進検討会を開催します。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
アウトリーチ事業支援者連絡会議	1回	2回	2回	2回
精神障害者地域移行推進検討委員会	1回	1～2回	1～2回	1～2回



イ 地域移行・地域生活支援事業

保健・医療・福祉スタッフ等から構成する多職種による支援体制であるアウトリーチチームを整備するとともに、精神障害がある人の視点からの支援を行うピアサポーターの派遣を実施します。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
アウトリーチチーム数	5チーム	5チーム	5チーム	5チーム
ピアサポーター数	50名	50名	50名	50名

ウ 災害時等心のケア体制整備事業

災害時等の緊急時においても、専門的な心のケアに関する対応が円滑に行われるよう、関係機関と連携して精神保健上の相談に対する支援の強化を図ります。

③ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係部局、学識経験者、親の会等で構成する岡山県発達障害者支援地域協議会において、幅広い意見集約等のもとに施策の推進を図ります。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
開催回数	2回	2回	2回	2回

(6) 上記以外の任意事業

① サービス・相談支援者、指導者育成事業

ア 障害支援区分認定調査員等研修事業

円滑かつ適正に障害支援区分の判定等が行われるよう障害支援区分認定調査員や市町村審査会委員等の養成研修を実施します。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
障害支援区分認定調査員	83人	83人	83人	83人
市町村審査会委員	31人	31人	31人	31人

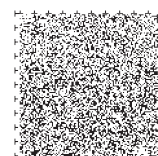
イ 相談支援従事者研修事業

障害のある人の意向に基づき、各サービスが総合的かつ適切に利用等されるよう、相談支援事業に従事する人の養成研修を実施します。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
初任者研修	143人	110人	110人	110人
現任研修	68人	70人	70人	70人
主任研修	—	16人	16人	16人

ウ サービス管理責任者研修事業

事業所や施設におけるサービスの質を確保するとともに、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等が適切に行われるよう、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成研修を実施します。



区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
基礎研修	202人	200人	200人	200人
実践研修	—	200人	200人	200人
更新研修	185人	300人	300人	300人

エ 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

市町村が委託する身体障害者相談員や知的障害者相談員の相談対応能力の水準の向上が図られるよう、相談員に対する研修を実施します。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
身体障害者相談員	140人	140人	140人	140人
知的障害者相談員	111人	111人	111人	111人

オ 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業

疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に発声訓練を行う指導者を養成します。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
研修受講者	5人	5人	5人	5人

カ 精神障害関係従事者養成研修事業

精神医療等に従事する者等に対し、専門的な能力の向上及び人材育成を進めます。

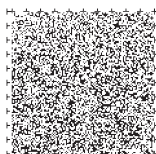
区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
アウトリーチ関係者に対する研修	1回	1回	1回	1回
かかりつけ医等に対する研修	0回	2回	2回	2回

② 日常生活支援

ア オストメイト社会適応訓練

オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）に対して、日常生活上必要な装具の使用方法等についての訓練・指導を行います。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
訓練・指導回数	19回	19回	19回	19回
参加者数	17人/回	17人/回	17人/回	17人/回



イ 音声機能障害者発声訓練

疾病等により喉頭を摘出して音声機能を喪失した人に対して、発声訓練を行います。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
訓練回数	36回	36回	36回	36回
参加者数	26人/回	30人/回	30人/回	30人/回

③ 社会参加支援

ア 手話通訳者設置

岡山県聴覚障害者センターに手話通訳者3名を配置し、会議等の通訳を行うとともに、聴覚障害のある人の各種相談に対応するなど、コミュニケーション支援に努めます。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
相談件数	260件	260件	260件	260件
会議、説明会等の通訳 件数	270件	270件	270件	270件

イ 字幕入り映像ライブラリーの提供

テレビ番組等に字幕、手話を挿入したビデオカセットテープ（又はDVD）を貸し出し、聴覚障害のある人への情報提供に努めます。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	86人	90人	90人	90人

ウ 点字による即時情報ネットワーク

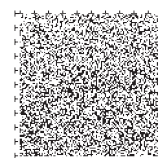
点字によらなければ、日常生活に必要な情報を得られない視覚障害のある人に対して、点訳化された情報を迅速に提供するとともに、希望する利用者に対してメール版を配信することで社会参加を促進します。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
登録者数	79人	80人	80人	80人

エ 岡山県障害者社会参加推進センター運営

障害のある人の社会参加促進の拠点として岡山県障害者社会参加推進センターを運営し、障害者総合相談事業、身体障害者福祉広報活動事業や障害者福祉活動推進事業等により、障害のある人の社会参加の促進を図ります。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所



オ 奉仕員養成研修

視覚障害のある人の福祉に理解と熱意を有する人に、点訳・朗読の指導を行うことにより、点訳・朗読奉仕員を養成し、視覚障害のある人の福祉の増進を図ります。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
点訳講座修了者	3人	3人	3人	3人
朗読講座修了者	8人	8人	8人	8人

カ スポーツ・レクリエーション教室等の開催

障害のある人がスポーツやレクリエーションに親しむことを体験できる機会を提供していきます。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
参加者数	744人	750人	750人	750人

キ 芸術文化活動の推進

障害のある人の作品展、音楽会、映画祭などを開催し芸術文化活動の機会を広域的に提供するとともに、市町村と連携し、地域間の芸術文化活動の機会の均てん化を図りながら、障害のある人の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
文化芸術公募展への応募作品数	205点	225点	250点	260点

ク 移動支援事業者情報提供事業（サービス提供者情報提供等）

重度の視覚障害のある人が都道府県間を移動する場合に、その目的地において必要となるガイドヘルパーの紹介・斡旋・情報提供を行います。

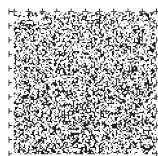
区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
利用者数	5人	9人	9人	9人

④ 就業・就労支援

○重度障害者在宅就労促進特別事業

在宅の重度の障害のある人に対して、情報機器やインターネット等を活用し、在宅で就労するための訓練等の支援を行うバーチャル工房おかやまを運営します。

区分	現状値 (2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
利用者数	8人	10人	10人	10人



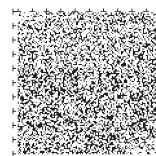
第6章 計画目標等における実績把握・分析評価等

県では、今後、この計画に基づき、障害福祉サービス等の充実を図っていきます。また、この計画については、市町村も含め、様々な関係者に周知等を図っていきます。

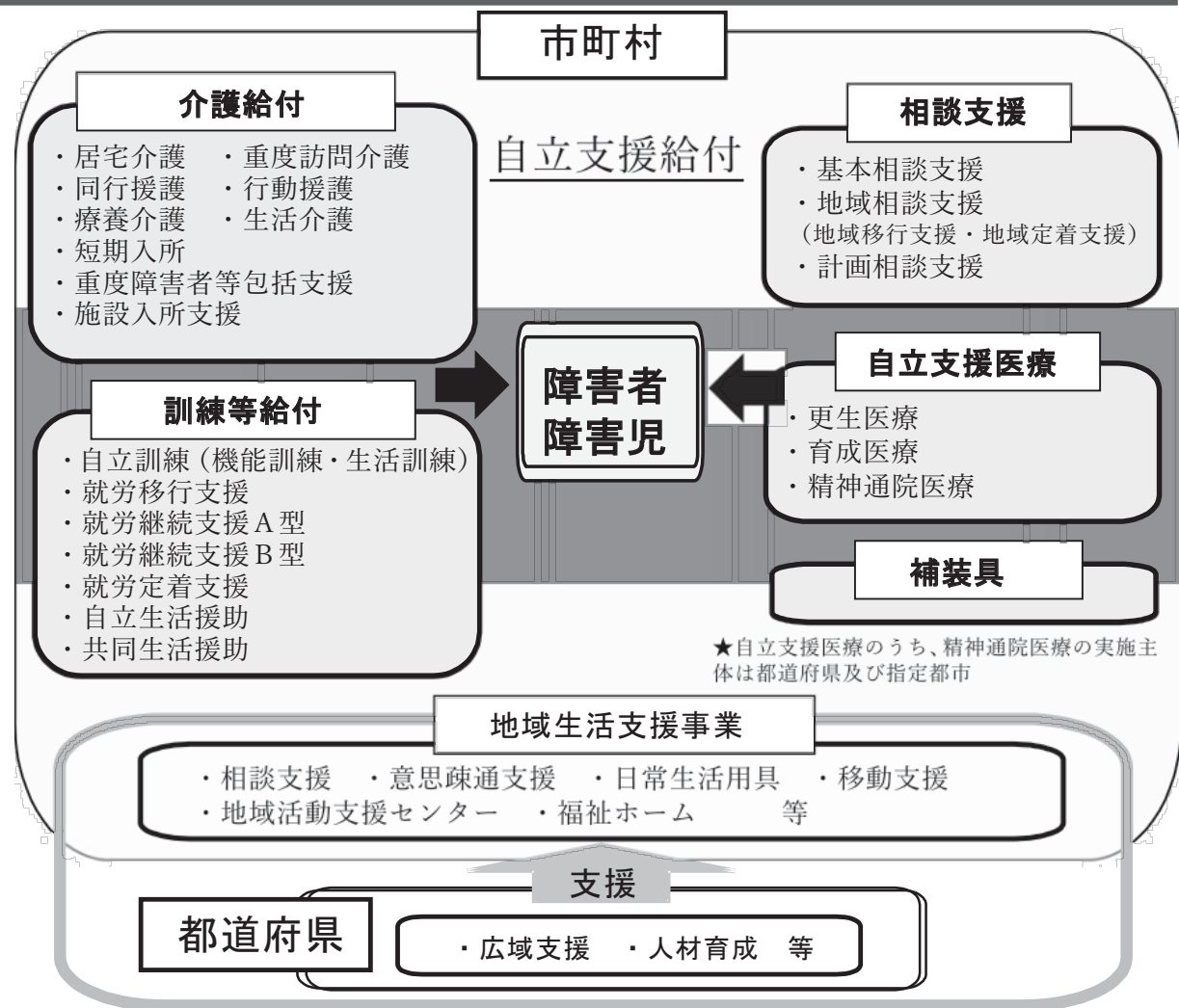
計画は、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要です。

このため、成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関係施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講ずるものとします。中間評価の際には、岡山県自立支援協議会や障害者施策推進審議会において意見を聴くとともに、その結果について公表を行っていきます。

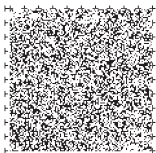
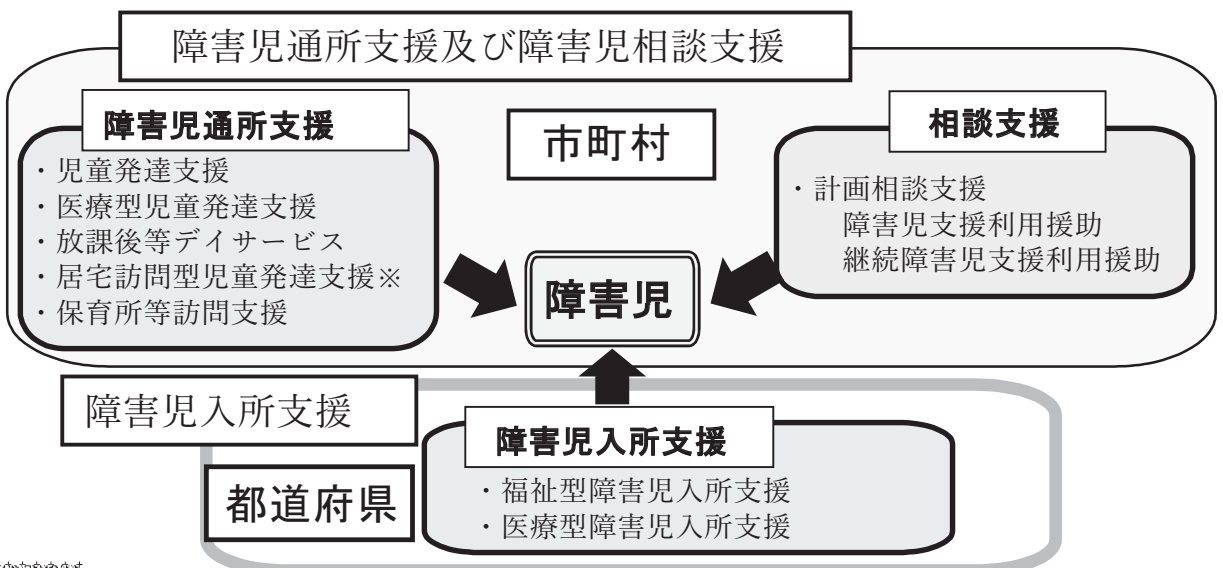
また、計画の実施に当たっては、市町村、事業者、関係機関、関係団体等との連携を一層強化し、ネットワークの充実を図ります。



障害者総合支援法に基づく給付・事業

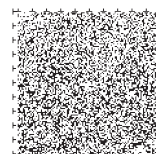


児童福祉法に基づく給付



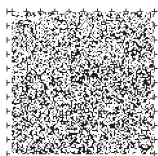
(参考) 障害者総合支援法のサービス内容の概要

介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
訓 練 等 給 付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う。
	自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う。
	自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援 B 型	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。	



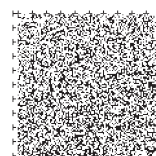
相 談 支 援	計画相談支援	<p>【サービス利用支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 <p>【継続利用支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨
	地域移行支援	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う。
	地域定着支援	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う。
地 域 生 活 支 援 事 業 等	(1) 専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センターの運営等を通じ、専門性の高い相談支援を行う。
	(2) 広域的な支援事業	市町村域を超えた広域的な支援を行う。
	(3) 各種人材の養成・資質向上	障害支援区分認定調査員、相談支援従事者、サービス管理責任者、手話通訳者等の人材を養成するとともに、資質の向上に向けた取組を行う。
	(4) その他の事業	障害のある人の社会参加を促進するため、スポーツ・レクリエーション教室の開催や生活訓練、情報支援等を行う。

※地域生活支援事業等には県の取組を記載しています。



(参考) 児童福祉法における障害のある子どものためのサービス内容の概要

障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う。
	保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。
障害児入所施設	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。
	医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。
障害児相談支援		<p>【障害児利用援助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 <p>【継続障害児支援利用援助】</p>

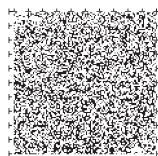


(参考) 市町村別の障害福祉サービス事業所等の状況 (令和2(2020)年10月1日現在)

			備 前 圏 域						倉敷・井笠					
			岡山市	玉野市	備前市	瀬戸内市	赤磐市	和気町	吉備中央町	倉敷市	笠岡市	井原市	総社市	浅口市
障 害 福 祉 サ ー ビ ス	訪 問 系	居宅介護	121 (32)	9 (29)	8 (7)	4 (25)	5 (19)	4 (4)	1 (2)	66 (53)	6 (9)	9 (4)	7 (26)	1 (15)
		重度訪問介護	118 (25)	9 (25)	7 (7)	4 (24)	2 (19)	4 (3)	1 (2)	43 (50)	5 (7)	5 (3)	7 (22)	0 (8)
		同行援護	28 (9)	2 (9)	2 (2)	3 (5)	1 (4)	1 (1)	0 (1)	12 (17)	2 (2)	2 (1)	4 (7)	0 (5)
		行動援護	13 (6)	1 (4)	1 (1)	0 (3)	0 (4)	1 (0)	0 (1)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	1 (7)	0 (0)
		重度障害者等 包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日 中 活 動	生活介護	49 <1>	7	4	2	4 <2>	6	3	45 <5>	7 <1>	2	6	2
		自立訓練 (機能訓練)	1	0	0	0	0	0	0	3 <3>	0	0	0	0
		自立訓練 (生活訓練)	5	1	1	0	1	0	1	8	0	0	0	0
		就労移行支援	20	0	1	0	0	0	1	7	2	0	0	0
		就労継続支援 A型	63	5	3	4	1	1	5	28	4	1	6	1
		就労継続支援 B型	66	8	5	6	3	2	3	58 <2>	8	3	12	1
		就労定着支援	15	1	0	0	0	0	1	5	2	0	2	0
		自立生活援助	3	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
		短期入所	36	4	1	3	1	3	3	18	5	1	2	2
		療養介護	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	居 住 系	障害者支援施設	14	1	0	0	0	2	3	7	3	0	1	1
		共同生活援助 (グループホーム)	27	5	4	2	4	2	3	14	4	1	4	2
	相 談 支 援	計画相談支援	57	4	4	4	5	3	2	35	7	3	7	2
		地域移行支援	29	2	2	1	0	1	0	13	2	1	3	2
地域定着支援		29	2	2	1	0	1	0	13	2	1	3	2	

※訪問系サービスの事業所数

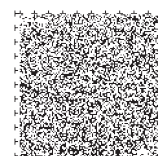
- ・各欄の上段の数値は、該当市町村内に所在する事業所数
- ・各欄の下段()内の数値は該当市町村外にあり、該当市町村をサービス実施区域に含む事業所数



単位：箇所

圏 域			高梁・新見 圏域		真庭圏域		津山・勝英 圏 域								計
早島町	里庄町	矢掛町	高梁市	新見市	真庭市	新庄村	津山市	美作市	鏡野町	勝央町	奈義町	西粟倉村	久米南町	美咲町	
3 (20)	1 (6)	2 (6)	3 (1)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	11<1> (3)	11<5> >(2)	3 (6)	2 (7)	1<1> (6)	1<1> (1)	0 (5)	1 (7)	283<8> (295)
2 (16)	1 (3)	2 (3)	1 (1)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	9<1> (2)	9<5> (2)	1 (4)	2 (4)	1<1> (4)	1<1> (1)	0 (4)	0 (5)	237<8> (244)
0 (5)	0 (2)	1 (2)	0 (1)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (3)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	65 (81)
1 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	28 (44)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	2	2	3	6	0	8	9 <9>	2	1	0	1 <1>	0	4	177 <19>
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4 <3>
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	34
0	1	0	1	0	2	0	5	2	0	0	0	0	2	0	135
1	2	2	3	4	6	0	20	2	1	1	0	1	1	2	221 <2>
0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	7
1	0	0	4	4	5	0	6	2	0	0	0	0	0	3	104
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
0	0	0	2	3	2	0	5	0	0	0	0	0	0	3	47
0	0	0	6	3	5	0	6	2	1	1	0	0	1	2	99
1	0	1	4	5	2	0	12	4	1	1	0	1	0	1	166
1	0	1	3	2	1	0	4	1	0	1	0	0	0	1	71
1	0	1	3	2	0	0	4	1	0	1	0	0	0	1	70

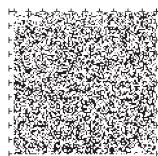
※基準該当事業所を含む(基準該当事業所の数は<>内に表示)。休止中の事業所を除く。



(参考) 市町村別の障害児通所支援事業所等の状況 (令和2(2020)年10月1日現在)

単位:箇所

		通所支援					入所支援		障害児 相談支援
		児童発 達支援	医療型 児童発 達支援	放課後 等デイ サービス	保育所 等訪問 支援	居宅訪 問型児 童発達 支援	福祉型 障害児 入所施 設	医療型 障害児 入所施 設	
備前 圏域	岡山市	82		92	11		2	2	50
	玉野市	4		4	1				3
	備前市	3		5					3
	瀬戸内市	2		5					3
	赤磐市	4		7	1				3
	和気町								4
	吉備中央町	2		2	1				2
倉敷・ 井笠 圏域	倉敷市	53		40	10	1			30
	笠岡市	5		5	1				3
	井原市	2		6	1				1
	総社市	11		15	5				7
	浅口市	1		4					
	早島町	1	1	5				1	1
	里庄町	1		1					
矢掛町	3		4					1	
高梁・新 見圏域	高梁市	6		7	3	2			2
	新見市	2		2	1				1
真庭 圏域	真庭市	2		4	1	1			2
	新庄村								
津山・ 勝英 圏域	津山市	6		17			1		12
	美作市	1		3					3
	鏡野町	1		1					1
	勝央町	1		3					1
	奈義町	1		1					
	西粟倉村	1		1					1
	久米南町			1					
美咲町			2					1	
計		195	1	238	37	4	3	3	134



(参考) 市町村地域生活支援事業の概要

市町村地域生活支援事業

県で直接実施する事業のほか、障害のある人にとって最も身近な自治体である市町村において、県と連携しながら、以下の事業を実施しています。

①理解促進研修・啓発事業

- ・地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発

②自発的活動支援事業

- ・障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援

③相談支援事業

- ・障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）等

④成年後見制度利用支援事業

- ・成年後見制度の利用が有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部を補助

⑤成年後見制度法人後見支援事業

- ・市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を実施

⑥意思疎通支援事業

- ・聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の派遣、又は遠隔手話通訳サービスの導入など

⑦日常生活用具給付等事業

- ・障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与

⑧手話奉仕員養成研修事業

- ・手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成

⑨移動支援事業

- ・屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出時に介助などの支援

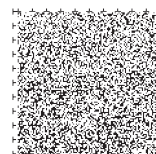
⑩地域活動支援センター

- ・障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与

⑪その他の事業

- ・市町村の判断により、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施

(例) 日常生活支援（福祉ホームの運営、訪問入浴サービス、日中一時支援など）、社会参加支援、就業・就労支援 等



○岡山県障害者施策推進審議会条例

(趣旨)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県障害者施策推進審議会(以下、「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

一 関係行政機関の職員

二 学識経験のある者

三 障害者

四 障害者の自立と社会参加に関する事業に従事する者

2 前項第二号から第四号までの委員の任期は、2年とする。ただし、同項第二号から第四号までの委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第二号から第四号までの委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、保健福祉部において行う。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十二年岡山県条例第六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附則(昭和三十二年条例第三六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成六年条例第四号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附則(平成六年条例第九号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第一条の改正規定中「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改める部分は、公布の日から施行する。

(平成六年規則第三六号で平成六年六月一日から施行)

附則(平成一二年条例第九六号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

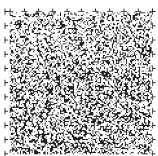
附則(平成一七年条例第五三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成二三年条例第三八号)抄

(施行期日)

1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条及び次項の規定は規則で定める日か



ら施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条及び次項の規定は規則で定める日から施行する。

(平成二十四年規則第四十六号で平成二十四年五月二十一日から施行)

(経過措置)

- 2 第二条の規定による改正前の岡山県障害者施策推進協議会条例第一条に規定する岡山県障害者施策推進協議会は、第二条の規定による改正後の岡山県障害者施策推進審議会条例第一条に規定する岡山県障害者施策推進審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

○岡山県障害者施策推進審議会運営要綱

岡山県障害者施策推進審議会条例（昭和46年岡山県条例第50号）第6条の規定に基づき、岡山県障害者施策推進審議会運営要綱を次のように定める。

(所掌事項)

- 第1条 岡山県障害者施策推進審議会（以下「審議会」という。）は、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務を行うものとする。

(会議)

- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

(議長)

- 第3条 会長は、会議の議長となり、議事を整理するものとする。

(部会)

- 第4条 審議会は、所掌事項にかかる専門事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

- 4 部会長は、会長の指揮を受け、部会の事務を掌握し、部会の経過及び結果を会長に報告する。

- 5 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(説明聴取)

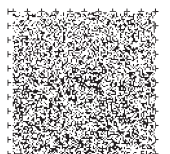
- 第5条 会長は、必要に応じ適当と認める者の会議への出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(議事録)

- 第6条 会長は、議事の経過について議事録を作成するものとする。

(その他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。



○岡山県自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項に規定する協議会として、岡山県自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、地域における障害のある人への支援体制の整備に関して必要な事項及び障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する施策の計画的な推進について必要な関係機関等の連携強化を要する事項の協議に関する事務を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で構成する。

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は2年とする。なお、再任は妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、所掌事務にかかる専門的な事項の協議を行うため、部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、岡山県保健福祉部障害福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行時期)

第1条 この要綱は、平成19年3月22日から施行する。

(協議会委員の任期の経過措置)

第2条 平成20年3月31日以前に任命された協議会委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

(施行時期)

第1条 この改正は、平成23年10月28日から施行する。

(協議会委員の任期の経過措置)

第2条 平成24年5月31日以前に任命された協議会委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年5月31日までとする。

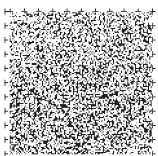
附 則

(施行時期)

第1条 この要綱は、平成26年10月31日から施行する。

(協議会委員の任期の経過措置)

第2条 平成28年5月31日以前に任命された協議会委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年5月31日までとする。



○岡山県障害者施策推進審議会委員名簿 (50音順)

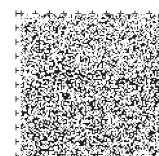
任期：令和2年6月1日～令和4年5月31日

	氏名	職名
1	石原 秀郎	岡山県自閉症協会理事長
2	伊山 義晴	岡山県難病団体連絡協議会会長
3	小川 敏朗	岡山県社会福祉協議会常務理事
4	嘉数 実加	公募委員
5	片岡 美佐子	公募委員
6	田中 美保子	岡山県手をつなぐ育成会理事
7	徳弘 昭博	吉備高原医療リハビリテーションセンター院長
8	中島 洋子	まな星クリニック院長
9	永田 恵子	(旧)岡山県雇用開発協会会員
10	難場 誠二	公募委員
11	福田 司	岡山県議会議員
12	藤井 真理子	県立岡山東支援学校長
13	藤田 勉	岡山県身体障害者福祉連合会会長
14	本田 政憲	岡山県精神障害者家族会連合会常務理事
15	眞野 なぎさ	備前市保健福祉部長
16	村社 卓	岡山県立大学保健福祉学部教授
17	薬師寺 明子	美作大学生活科学部准教授

○岡山県自立支援協議会委員名簿 (50音順)

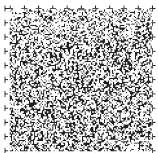
任期：令和2年6月1日～令和4年5月31日

	氏名	職名
1	石原 秀郎	岡山県自閉症協会理事長
2	伊山 義晴	岡山県難病団体連絡協議会会長
3	小川 敏朗	岡山県社会福祉協議会常務理事
4	田中 美保子	岡山県手をつなぐ育成会理事
5	中島 洋子	まな星クリニック院長
6	永田 恵子	(旧)岡山県雇用開発協会会員
7	藤井 真理子	県立岡山東支援学校長
8	藤田 勉	岡山県身体障害者福祉連合会会長
9	本田 政憲	岡山県精神障害者家族会連合会常務理事
10	村社 卓	岡山県立大学保健福祉学部教授



計画策定経過の概要

- 令和2年 5月19日 国の基本指針の一部改正の告示
(令和2年厚生労働省告示第213号)
- 6月24日 市町村担当者あてに説明資料を送付
- 7月31日 第1回岡山県障害者施策推進審議会・第1回岡山県自立支援協
議会の開催
(骨子案(策定方針)協議)
- 8月下旬 市町村ヒアリング
- 11月 9日 第2回岡山県障害者施策推進審議会・第2回岡山県自立支援協
議会の開催
(素案協議)
- 11月20日 パブリックコメントの実施(令和2年12月21日まで)
- 令和3年 2月 8日 第3回岡山県障害者施策推進審議会・第3回岡山県自立支援協
議会の開催
(最終案協議)
- 3月 計画策定



第6期 岡山県障害福祉計画
第2期 岡山県障害児福祉計画

発行 岡山県保健福祉部障害福祉課

〒700-8570
岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号

TEL 086-226-7343
FAX 086-224-6520
E-mail shofuku@pref.okayama.lg.jp